

# 2016年度専門委員会年間報告

## 1. 総合企画委員会

### (1) 構成及び運営

本年度の委員会は、委員長1名、委員13名（関東9名、関西4名）の計14名で、2つの作業チームに分かれ、ほぼ月に一度それぞれ関東と関西に集まって議論を行う形で活動を行った。関東及び関西で個別に調査検討作業を行いながら、適宜全体会議で情報共有、協議・検討を行った。

### (2) 活動方針・目的

下記の2つの問題に対してJIPAとしての立場を明確にし、産業界として何をしていくのか、具体的で現実に即した対応戦略と日本の産業界全体の変革シナリオについて政策提言を行うことを目標とした。

- ・ Commodity化への対応
- ・ 第4次産業革命への対応

### (3) 活動概要

#### [関東チーム]

当チームでは、まず関係行政機関（総務省、内閣府、経産省、特許庁、文科省、文化庁等）における第4次産業革命に関するプロジェクトの活動、検討状況について情報収拾を行った。現在これらのプロジェクトでは、①新規立法によりデータなどの新たな分野の知財を保護していくとするもの、②ある種の活動を制限することで、他の利用者の利益を保護しようとするもの、③データの利用促進などを図ることで第4次産業革命に関する活動をサポートしようとするものがある。

それと並行して、本委員会メンバーで各社における第4次産業革命への対応状況と課題について議論する中で、日本の産業界として目指すべき方向性について検討を行った。この結果、現実には各業界、各企業により第4次産業革命への取り組み方・関わり方が異なり、各政府関連プロジェクトの中でも、必ずしも具体的、統

一的な方向性のある議論がなされていないことがわかってきた。その一方で、①第4次産業革命についてはいろいろな検討が開始され問題点も少しずつ認識され始めたところであり、この段階で拙速に制度設計を行いデータ等に関する権利の保護強化を行うことは得策ではないこと、②同業・異業に関わらず各社との連携（オープンイノベーション）やデータの利活用を進めるための施策が必須であることが確認された。

そこで、現時点では現在検討されている著作権の柔軟な権利制限及びデータに関する悪意のある第三者の行為規制を行いながら、データの利活用に関する民間の取り組み支援を促進することとした。今後は第4次産業革命において日本の産業界がとるべき新たなビジネスモデルとその中でデータの利活用のあり方に関する具体的な検討を政策プロジェクトに移管し、さらに活動を加速する。

#### [関西チーム]

当チームでは、まず第4次産業革命に伴い、現状の知財部門がどのように変化していかなければならないのか、今後の行動計画について議論を進めることとした。同時に、第4次産業革命という出来事を契機として「知財部門の世界を変貌させる大きなチャンス」と位置付けた。

第4次産業革命への対応は、既に生じている事象もあれば、今後10年程度の、「次世代」に向けて準備しなくてはならない事柄もある。議論としては、より具体的に、「次世代」に向けた知財部門の「あるべきミッション・組織」を明確にするとともに、当該ミッション・組織のために「今から行うべき人材育成」をも考察していくこととした。そのため、①まずは、第4次産業革命の本質・状況の把握と同時に、チーム各社の現状・将来の事業と第4次産業革命との関係について議論を行ってきた。②次に、我々の知財の世界が「次世代」でどのように変貌（なくなっていく現業務と、新たに希求すべき業務）

していくのかも、大胆な予想のもとで議論した。

③また、冬休みの宿題として、チームメンバーがIoT・Ai・BDをキーワードとした新たな事業（発明）について考えてみた。比較的容易に、第4次産業革命に向けた新たなビジネスが提言できることに気が付く一方で、そのようなビジネスの「コト発明」の特許出願が多く出願されているであろうことも理解できた。④さらに、我々の昨今の知財組織活動・それに伴う能力が、従来の知的財産権の管理・維持だけでなく、「将来を見据えた」各種の活動であったり、事業・経営に近い領域に踏み込んでいくことが可能なものであることにも議論ができた。

極端に言えば、第4次産業革命という産業の変貌に対して、知財部門も変貌していければ、知財部門が各社の「経営」活動に対してもかなり近い位置に存在していけるのではないかと思われる。

#### (4) 来年度の活動

[関東チーム]

来年度の当委員会の新たなテーマとして、現知財制度が今の社会・産業構造に合わなくなっているのではないかという問題意識から、この先の新しい社会の中で知財制度はどうあるべきかなどを議論することを検討している。

[関西チーム]

来年度の当委員会のテーマとしては、「産業（世の中）の変化に係る、次世代・知財部門のあるべき姿の希求活動」の継続当委員会の新たなテーマとして、

- ①10年、20年後の知財部門の姿
  - ②知財部門の具体的な活動内容
  - ③それに合わせた人材育成のあり方
- の3点について、より一層の検討をする。

## 2. 人材育成委員会

### I. 主な活動等

人材育成委員会としては、「会員の、会員による、会員のための研修」をモットーに、会員受講生の人材育成を図ると共に、委員自らのレベルアップを図ることを目的として活動を展開

した。

特に今年度は、当協会方針「変化に対応でき、当協会の基盤である会員企業の人材の育成を図り、人材基盤、財務基盤の確立に貢献する」に基づき、下記の基本方針に沿って、事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により活動を展開した。2016年度活動は委員42名体制、4つの小委員会により運営した。

#### 1. 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。

『資源有限 人智無限 人材こそ 最大の財産』

- ・会員企業が満足する研修プログラムの充実（人智を結集したJIPAでしかできない研修の実施）
- ・委員会メンバーの更なる人材育成（会員企業の財産になるような委員の成長）

#### 2. 重点推進事項

人材育成に関する中長期ビジョンに示された方向に沿う形で、下記項目について重点推進を図る。

本年度は、「グローバルな事業競争力を高めるために知財活動できる人材を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組んだ。

- 1) グローバル研修（Wコース）の見直し、改編
- 2) 特別コース（Tコース）／技術者コース（Gコース）の充実化、安定運営
  - ・知財変革リーダー育成研修（T1）、知財戦略スタッフ育成研修（T2）の充実化
  - ・技術管理者向け研修の見直し、実施
- 3) 会員企業ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施
- 4) 新規海外コース（F7、F8）の実施、F

コース再編および実施年度の検討

- ・新規のアセアン訪問研修（F7）の運営、実施
- ・新規の米国アドバンス滞在研修（F8）の運営、実施

5) サテライト研修開催に向けたトライアルの実施

## II. 委員会の構成

委員会構成としては、委員長、委員長代理を含め合計42名（前年度51名）で、委員長会、正副委員長会及び4つの小委員会で構成し活動を展開した。

重点推進事項に取り組むに当たり、効率的かつ効果的な委員会活動が展開できるように2016年度より委員会構成を変更した。

- (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（関東・関西・東海の3地区）
- (2) 第2小委員会：技術者向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する新規研修会）の検証・改編
- (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編、新規企画
- (4) 第4小委員会：海外コース及びグローバル化対応研修（国内臨時）の企画・実施・検証
- (5) 臨時WG：定例研修Wコース群の改編、外国実務をテーマとする臨時研修会の見直し

従来は、2つの小委員会で関東地区、関西東海地区で開催される研修会をそれぞれ地域別に企画運営していたが、1つの小委員会ですべての地区の定例研修を企画運営することとした。会員の人材育成計画に資するように、全国どの地域でも同じカリキュラムの研修会を受講できるように定例研修を検証・改編することが目的である。また、魅力的な新規研修を企画できるように、臨時研修会と新規研修を専ら担当する小委員会を設置した。さらに、定例研修Wコース群の改編と外国実務をテーマとする臨時研修会の見直しを進めるため、小委員会を横断して

臨時WGを設置した。

事務局人材育成グループは9名（東京7名、大阪2名）でスタートし、研修運営スタッフの統括及び研修運営活動の円滑化に務めた。

研修会場の運営を行う研修運営スタッフ（TES）は、関東8名、関西7名、東海3名、計18名で行った。

尚、突発的な事態に対してもマニュアルの基本的事項を踏まえ、適宜TESの「そのときどう動くか」という自主的な判断で、対応できたと考える。

今後とも、研修現場でどのような状況におかれてもTESの的確な処置、判断が大きなポイントになると思われる。

## III. 委員会の運営

委員会の運営としては、4月の委員長会から始まり、正副委員長会、各小委員会、合同委員会を適宜開催し委員会活動を展開した。

### 1. 委員長会

略1回／3月のペースで実施し、重点事項の進捗を確認。

<トピックス>

- ①「アクション50-50」を継続的に実施し、常務理事・委員長会議にて適宜、報告
- ②2月度及び3月度の関東／関西部会で来年度研修案内の概要を説明し研修コースPR
- ③JIPAシンポジウムでのポスター発表
- ④合同委員会における委員会内研修テーマを審議

### 2. 正副委員長会

中間報告、年度報告及び編集会議を実施

- ①10月に鹿児島県霧島市で一泊実施
- ②1月に東京事務所で編集会議
- ③3月に東京事務所で引継ぎを実施

### 3. 合同委員会

- ①4月に東京にて合同委員会及び各小委員会を実施
- ②7月に岩手県花巻市で一泊実施（委員会内研修：熊谷副理事長による講演実施）
- ③2月に三重県鳥羽市で一泊実施（委員会内研修：西尾事務局長による講演実施）

#### 4. 第1小委員会

14名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長3名、委員10名）。

本年度より、技術者向けコースを除く関東・関西・東海の定例コースを第1小委員会で担当することとなったため、研修コンテンツの分野ごとに、各副委員長をリーダーとし3チームに分かれて検証や課題の検討を行った。定例研修Wコース群の改編のために臨時WGにもメンバーを派遣した。研修運営スタッフとの連携をより強化し、検証業務の合理化・効率化を図った。これらの取り組みにより、JIPA定例研修全体を俯瞰的に検証でき、会員企業や時代のニーズにより合致した研修体系となるよう必要に応じた改編案を策定でき、さらに2017年度の研修運営の準備を完了することができた。

昨年度からの重点活動課題として挙げられていたWコース（グローバルコース）群の改編を、他小委員会と連携を取りながら2017年度研修に向けて実施できた。次年度の当該コース開催時には検証を行い、会員に資する定例研修体系を委員会で引き続き検討していきたい。また、会員従業員の中で、知財部員・技術者以外の営業職・事務管理部門担当者にも受講推奨するコースを「受講モデルプラン」として2017年度研修案内に掲載した。

#### 5. 第2小委員会

9名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長2名、委員6名）。

経営感覚人材育成コース（Tコース）の継続運営に努め、経営に資する知財人材育成のための研修を充実させた。特に、T2コース「知財戦略スタッフ育成研修」では、研修内で取り扱う事例を変更し、更なる研修内容充実化を図った。

定例研修の技術部門向けコース（Gコース）及び技術者向け臨時研修（R26「技術部門マネージャのための知的財産講座」）の内容を検証し、研修内容の充実を図るとともに継続運営に向けて課題を検討した。関東G3コース（「本質を考えた発明説明書の書き方演習」）のうち、電気機械系・化学系の2コースの受講者数が満

席に達したため、より多くの会員従業員に受講の機会を設けるため、この2コース研修を臨時研修として追加開催した。

2017年度は、より充実した研修会を提供できるように、各コースの課題解決に取り組む。

#### 6. 第3小委員会

8名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長2名、委員5名）。

会員企業・知財担当者が求めるタイムリーな研修の開催と、新規研修立ち上げをミッションとして、委員会内組織改編により2016年度より新規小委員会として活動した。JIPA研修会で「臨時研修」として開催するコースの企画・運営・検証を担当した。

2016年度の活動成果として、新規臨時研修を3コース開催した（R44「改正特許法35条（職務発明制度）実務対応」、R61「知財を媒介とした企業連合の現状と展望」、R70「IP management and Negotiating skill in the age of Globalization」）。R44では3業種に分かれてのパネルディスカッション形式研修を実施し、講師・受講生が自由に意見交換できるように研修後に情報交換会を設けた。R70「IP management and Negotiating skill in the age of Globalization」では、知財活性化PJと協働で企画・運営を行い、英語での研修会を開催した。

2017年度開催を目指す6コースの臨時研修を企画した（営業担当者向け、知財事務担当者向け等）。

2015年度に人材育成委員にて企画されたR60「特許権侵害訴訟演習」（関東地区）、及び、従来より開講するR40「特許審決取消と審判決例」（東海地区）は受講者が集まらず休講となった（R60関西地区は開催）。

地方研修として広島地区で臨時研修を3コース開催し、遠隔地研修としてサテライト研修のトライアルを実施した。2017年度は、プレ・サテライト研修を臨時研修として実施し、2018年度本格実施に向けて地方の会員のニーズを汲みながら課題を検討していく。

## 7. 第4小委員会

9名体制で活動を展開した（小委員長1名，副委員長2名，委員6名）。

グローバル知財人材育成に役立つ研修を会員に提供することを目指し，滞在・訪問型の海外研修（全7コース）を企画・運営した。2016年度に事前・現地・事後研修を行ったのはF4「欧州特許制度，法規及び模擬異議申立審理の研修」，F7「アセアンの知的財産事情の研修」，F8「米国IPRブートキャンプ&米国流知財マネジメント入門（アドバンスコース）」の3コースである。特に，今年度は初回開催を迎えるコースが2コースあり（F7及びF8）2015年度に企画・視察を行った成果もあり，初回開催であったが無事に全日程を終えることができた。

時代と会員ニーズに合致した新規現地研修コースの立ち上げ検討を進めるため，2017年度も引き続き研修会の検討を進めていく。

## 8. 臨時WG

定例研修Wコースの改編，外国実務をテーマとする臨時研修会の見直しを目的とし，第1小委員会と第3小委員会からメンバーを募って活動した。関東・関西・東海地区の既存Wコース（グローバルコース群）のカリキュラム，講師，テキストの見直しを行い，米国・欧州・アジアに加え，中国に特化したコースを新設するとともに，各地域に中級・上級コースを完備する改編を行った。さらに，外国実務テーマの臨時研修の一部を改編Wコースのカリキュラムに組み込むことで，成熟した臨時研修コンテンツを定

例研修として受講できるように整理した。

## 9. 委員会・研修運営スタッフ（TES）合同会議

人材育成委員会，事務局，研修運営スタッフにて，5月及び11月に実施。

## 10. 研修運営スタッフ（TES）会議

①東西海合同TES会議：5月に大阪で実施

②東西海合同TES会議：11月に石川県加賀市で一泊研修実施

③東西海合同TES会議：3月に東京で実施

## IV. 研修状況

本年度研修受講者総数は13,825名（昨年比93%）という結果となった。

定例コースは10,558名（昨年比97%）の受講参加者があり，臨時コースは40コース（うち広島・地方開催3コース）を実施し3,133名（昨年比80%）の受講参加者があった。また，本年度は海外研修を3コース開催し，F4コース（欧州）19名，新設F7コース（ASEAN）17名，新設F8コース（米国・アドバンス）9名の受講参加者があった。さらに，知財幹部研修として「知財変革リーダー育成研修」15名，「知財戦略スタッフ育成研修」27名，「若手企業知財要員育成研修」37名の受講者で実施している。

定例コースの講師陣は，裁判官，大学教授，弁護士，弁理士，会員会社の経営者及び知的財産または法務・技術担当者等，斯界の権威者を約250名迎えることができ，当協会の研修会は質量共に世界に類のない規模となっている。

2016年度受講者数を次に掲載する。

## 1) 2016年度各地区別受講者数一覧

### ①関東定例コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A 1	入門コース	250	396
	A 2	入門コース	146	
初級	B 1	特実・意匠基礎	211	589
	B 3	商標基礎	70	
	B 5	知財法務基礎	145	
	B 9	特許情報と特許調査基礎	163	

	コース	タイトル	受講者数	計
中級	C 1	特許法・実用新案法	264	2,310
	C 2	意匠法	103	
	C 3	商標法	118	
	C 5	知財契約実践	347	
	C 6	民法概要	117	
	C 7	民事訴訟法概要	64	
	C 8 A	明細書の書き方（化学）	218	
	C 8 B	明細書の書き方（電気・機械）	156	
	C 9 A	特許情報と特許調査（実践）	251	
	C 9 B	化学分野における実践的特許調査	105	
	C 9 E	特許情報システムの導入と活用	50	
	C 10	不正競争防止法と独占禁止法	169	
	C 11	著作権法（著作権法と企業実務）	115	
	C 15	交渉学（入門）	233	
上級	D 1	特・実、審判・審決取消訴訟	136	465
	D 3	商標・不競法審判決例と企業における対応	79	
	D 6	特許侵害訴訟	171	
	D 15A	交渉学（応用）	40	
	D 15B	交渉学（応用）	39	
研究	E 1	特・実判決例の研究（模擬裁判形式）	43	141
	E 7	特許事例の研究（討論形式）	40	
	E 8 A	英文明細書の書き方（化学）（演習形式）	12	
	E 8 B	英文明細書の書き方（電気・ソフトウェアを主として）（演習形式）	26	
	E 8 C	英文明細書の書き方（機械を主として）（演習形式）	20	
技術部門	G 1 A	技術者リーダーのための知的財産講座（電機）	171	1,361
	G 1 B	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	173	
	G 2 A	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	208	
	G 2 B	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	199	
	G 2 X	中堅技術者のための知的財産Advance講座	173	
	G 3 A 1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	42	
	G 3 A 2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	42	
	G 3 A 3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	42	
	G 3 B 1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	42	
	G 3 B 2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	42	
	G 3 B 3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	27	
	G 3 S	本質を考えた発明説明書の書き方演習（ソフトウェア系）	27	
	G 4	技術系新入社員のためのIPマナー講座	138	
総合	S 1	知的財産権と企業経営	298	298
グローバル	WW 1	国際特許制度と外国特許基礎	135	1,299
	WW 3	外国商標法	72	
	WW26	国際契約	278	
	WU 1	米国特許制度	238	
	WU21	米国特許訴訟	156	
	WE 1	欧州特許制度	145	
	WA 1	アジアの特許制度	139	
	WA21	アジアの知的財産	136	
関東地区定例コース 受講者総数			6,859	

②関西研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A 1	入門コース	171	277
	A 2	入門コース	106	
初級	B 1	特実・意匠基礎	99	263
	B 3	商標基礎	34	
	B 5	知財法務基礎	58	
	B 9	特許情報と特許調査基礎	72	
中級	C 1	特許法・実用新案法	95	936
	C 2	意匠法	39	
	C 3	商標法	45	
	C 5	知財契約実践	114	
	C 6	民法概要	56	
	C 7	民事訴訟法概要	25	
	C 8 A	明細書の書き方（化学）	150	
	C 8 B	明細書の書き方（電気・機械）	61	
	C 8 C	明細書のあり方（化学）～演習～	48	
	C 9 A	特許情報と特許調査（実践）	94	
	C 9 B	化学分野における実践的特許調査	40	
	C 9 E	特許情報システムの導入と活用 (隔年)	40	
	C 10	不正競争防止法と独占禁止法	49	
C 11	著作権法（著作権法と企業実務）	40		
C 15	交渉学（入門）	80		
上級	D 1	特・実、審判・審決取消訴訟	65	197
	D 3	商標・不競争審判決例と企業における対応	26	
	D 6	特許侵害訴訟	66	
	D 15	交渉学（応用）	40	
研究	E 1	特・実判決例の研究（討論形式）	28	28
	E 8	英文明細書の書き方（討論および演習形式） (隔年)	28	
技術部門	G 1 C	技術者リーダーのための知的財産講座（電機）	150	1,033
	G 1 D	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	123	
	G 2 C	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	149	
	G 2 D	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	171	
	G 2 X	中堅技術者のための知的財産Advance講座	127	
	G 3 C 1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	37	
	G 3 C 2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	30	
	G 3 C 3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	32	
	G 3 D 1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	36	
	G 3 D 2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	36	
	G 3 D 3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	20	
G 3 D 4	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	12		
G 4	技術系新入社員のためのIPマナー講座	110		
総合	S 1	知的財産権と企業経営	111	111
グローバル	WW 1	国際特許制度と外国特許基礎	55	417
	WW 3	外国商標法	41	
	WW26	国際契約	95	
	WU 1	米国特許制度	81	
	WU21	米国特許訴訟	63	
	WE 1	欧州特許制度	44	
	WA 1	アジアの特許制度	38	
関西地区定例コース 受講者総数				3,262

③東海研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A 1	入門コース	73	73
初級	B 1	特実・意匠基礎	21	38
	B 5	知財法務基礎	17	
中級	C 1	特許法・実用新案法	40	101
	C 8	明細書の書き方（化学・電気・機械）	32	
	C 15	交渉学（入門）	29	
上級	D 15	交渉学（応用）	24	24
技術部門	G 1 E	技術者リーダーのための知的財産講座（電機）	100	182
	G 1 F	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	28	
	G 2 E	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	54	
	G 2 F	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	(隔年)	
グローバル	WU 1	米国特許制度	29	29
東海地区定例コース 受講者総数				447
			定例総合計	10,568名

④臨時研修受講者数

コース	タイトル	受講者数			計
		関東	関西	東海	
R01	中国における知的財産の活用と実務	37		—	37
R02	米国最新知財判例及び審査基準の最新動向	76	34	—	110
R03A	知的財産権訴訟における裁判所の審理の実情と最近の裁判例	54		—	54
R04A	米国特許をうまく取得する方法	94	41	—	135
R04B	欧州特許をうまく取得する方法	56	37	—	93
R05	事業活動における知財関連法務	52	28	—	80
R06	技術者のための特許情報	90	29	—	119
R07	知財高裁重要判例解説と日本の知財裁判のあり方	73		—	73
R08	知財担当者のための国内中間処理実務の基礎	99	52	—	151
R10	アジアの特許制度			29	29
R12	わかりやすい特許判例の読み方	47	20	—	67
R13A	特許発明の技術的範囲について（機械・電気）	55	27	—	82
R13B	特許発明の技術的範囲について（化学）	64	28	—	92
R15	低コストで欧州特許を取得する方法と欧州知財最新動向	34	19	—	53
R16	中国特許調査講座	51	21	—	72
R22	ネーミング理論とネーミングテクニック	61	29	—	90
R23	知財と標準のビジネス活用	51	24	—	75
R26	技術部門マネージャのための知的財産講座	90	77	—	167
R28	英文契約書ドラフティング講座	48	32	—	80
R30A	外国特許中間処理演習（化学）	41	18	—	59
R30B	外国特許中間処理演習（電気・機械）	27	27	—	54
R31	交渉学（応用）	34	14	—	48
R37	CPC最新情報の紹介と調査実務における留意点	54	28	—	82
R40	特許審決取消訴訟と審判決例	—	—	休講	休講
R41	化学系中国語クレームの読解講座	23	—	—	23
R42	中国語知財契約書を読解するための基礎実務講座	27	—	—	27
R43	特許権侵害訴訟の実務のポイントと具体的対応	75	34	—	109
R44	職務発明制度とその具体的実務対応	201	94	—	295
R46	知的財産権専門の裁判所新設後の動向	38	10	—	48
R48	実践 契約交渉講座	29	20	—	49



コース	タイトル	受講者数			計
		関東	関西	東海	
R49	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電気・機械系／化学系）	52	—	—	52
R50	知財・技術者のための国内拒絶理由実務講座	—	24	—	24
R51	中堅技術者の為の知的財産Advance講座	—	46	—	46
R52	知財・技術者のための特許情報	—	17	—	17
R53	交渉学（応用）地方開催	—	11	—	11
R60	特許権侵害訴訟演習	(休講)	25	—	25
R61	知財を媒介とした企業連合の現状と展望	—	21	—	66
R62	共同研究・開発契約書実務マニュアル解説	45	81	—	263
R70	IP management and Negotiating skill in the age of Globalization	182	—	—	83
R72	米国特許侵害訴訟実務マニュアル（第5版）の解説	83	24	—	93
臨時コース 受講者総数		2,112	992	29	3,133

### ⑤海外・特別各コース受講者数

コース	タイトル	受講者数	計
F 4	欧州特許制度，法規，判例および模擬異議申立審理の研修	19	45
F 7	アセアンの知的財産事情の研修	17	
F 8	米国研修「IPRブートキャンプと米国流知財マネジメント入門」	9	
T 1	知財変革リーダー育成研修	15	79
T 2	知財戦略スタッフ育成研修	27	
T 3	企業若手知的財産要員育成研修	37	
海外・特別コース 受講者総数			124

受講者総合計 13,825名（昨年14,896名）

## V. その他

### 1. 日本弁理士会継続研修の実施状況

更に、日本弁理士会からの要請に基づき、弁理士の継続研修への対応を行った。

2. 発明推進協会主催の人材育成協力委員会に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。

## VI. 来年度の活動内容・方針

### 1. 人材育成委員会の役割

人材育成委員会の役割は、協会の主催する知的財産に関する研修会について、

- ・新規研修の企画・立案
- ・研修プログラムの見直し（既存研修の内容改編，充実）
- ・研修内容の検証

等を役割とする。当研修会は、知財の実務担当からリーダーまで、また知財部門のみならず技術者まで、それぞれ育成すべき人材の目標化を

図り、その目標に沿った研修内容の適正化、高質化を目指し、時代に合った企業で求められる知財人材を育成することを目的とする。

当協会の研修会の特徴は、「会員の、会員による、会員のための研修を提供すること」にある。すなわち、会員受講生を対象とし、私たち自らが企画、運営し、また、講師の先生方も多くは会員企業やそのOBであるという正に手作りの研修会であり、日本はおろか世界の規模と、内容及び質を誇り、我が国の知的財産レベルの向上に寄与する人材基盤の確立と共に協会の財政基盤にも大きく寄与する。

### 2. 活動内容

#### (1) 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自

身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。

『資源有限 人智無限 人材こそ 最大の財産』

- ・ 会員企業が満足する研修プログラムの充実（人智を結集したJIPAでしかできない研修の実施）
- ・ 委員会メンバーの更なる人材育成（会員企業の財産になるような委員の成長）

## (2) 重点推進事項

次年度は、「グローバルな事業競争力を高めるために知財活動できる人材を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組む。

- 1) 定例コースの見直し、改編、および改編したグローバルコース（Wコース）の検証
- 2) 特別コース（Tコース）／技術者コース（Gコース）の充実化、安定運営
  - ・ 知財変革リーダー育成研修（T1）、知財戦略スタッフ育成研修（T2）の充実化
  - ・ 技術管理者向け研修の見直し、実施
- 3) 会員企業ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施
- 4) 海外コース（F2、F3、F6）の実施、Fコース再編および実施年度の検討
  - ・ 米国滞在型研修（F2）、中韓台訪問型研修（F3）、インド滞在型研修（F6）の運営
- 5) プレ・サテライト研修の実施（広島、九州地区にて臨時研修として実施）

## VII. 来年度の体制

1. 委員長会（メンバー；委員長、委員長代理、小委員長、事務局。年に数回開催）  
委員会の運営全体協議
2. 正副委員長会（メンバー；委員長、委員長代理、小委員長、副委員長、事務局。年に数回開催）  
研修企画の審議・承認、講師の新任、留退任の審議・承認、臨時研修の審議・承認（なお、緊急性のある臨時研修については委員長判断で実行し、後日、承認を含む）、次年度研修の審議・承認（次年度の研修案内（小冊子））、各小委員会活動状況の共有

3. 合同委員会（メンバー；委員全員、事務局）  
年2回、本年は7月と2月を予定。

## 4. 小委員会

- (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（関東・関西・東海の3地区）
- (2) 第2小委員会：技術者向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する新規研修会）の検証・改編
- (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編、新規企画
- (4) 第4小委員会：海外コース及びグローバル化対応研修（国内臨時）の企画・実施・検証
- (5) 臨時WG：必要に応じて適宜構成予定

## 5. 委員会活動の進め方

- ・ 会議開催は、場所、日程／時間、回数及びTV会議の活用を考慮し、効率的に開催。意思疎通に充分配慮し、メール及び電話連絡をフル活用する。
- ・ 個別案件は委員長会で情報共有を図りつつ、小委員会単位で積極的に活動推進。事務局及びTESとの連携も重要。密な連絡を。
- ・ 定例研修コース開講挨拶は、TESに一任で可。委員自身がしても可。

## 6. 人材育成G

協力体制を維持、強化

## 7. 研修運営スタッフ（TES）

研修会の運営と問題点、改善点の指摘（モニタリング機能）

TESの指摘事項に関しては、人材育成Gと協力して対処

## 3. 会誌広報委員会

### 1. 委員会の構成と運営

正副委員長（11名）を含め29名で構成し、第1小委員会（20名）、第2小委員会（7名）の2つの小委員会で活動を行った。

委員会会合としては、「知財管理」誌の原稿企画、執筆者対応、原稿査読等の実務推進を行う小委員会と、全体の進捗確認、各号の誌面編

成決定、投稿原稿掲載可否判断、共通事項の審議を行う定例委員会をそれぞれ毎月開催した。各企画に当たっては、少なくとも1名の正副委員長同行のもと、原稿執筆を依頼する先生に直接面談し、企画について議論を深めるとともに執筆依頼を行った。また個別テーマとして、特集号推進、メルマガ対応、JIPAシンポ対応、委員会活動マニュアル改訂、ユーザーフレンドリー（「知財管理」誌の見やすさ改善と新規季刊誌「じば」の発行準備）の6つを設定し、WGで検討を進めた。

## 2. 活動方針と行動指針

委員の長期安定的確保を計るべく、「会員企業へ満足度の高い情報を発信するとともに、効率的で楽しい委員会活動の中から、委員自身の成長に繋げ、委員および出身企業に価値を実感してもらえる委員会活動を推進する」を方針とした。具体的な活動については各委員が年初に目標設定し、中間状況を確認しながら活動を行った。

## 3. 活動報告

### (1) 「知財管理」誌

2016年度の論文数は128本、総頁数1,750であった（昨年度は論文数117本、総頁数1,679）。

原稿分類別の掲載状況は、委員会の企画原稿で論文掲載記事の56%を確保し、専門委員会原稿が35%、外部投稿原稿が9%であった。専門委員会原稿の内訳は下表を参照いただきたい（連載や分割掲載は1本としてカウント）。

特許第1	5 (5)
特許第2	4 (5)
国際第1	3 (5)
国際第2	2 (2)
国際第3	4 (4)
国際第4	0 (0)
医薬・バイオ	3 (4)
ソフトウェア	2 (3)
著作権	0 (1)
マネジメント第1	3 (1)
マネジメント第2	3 (2)

情報システム	3 (2)
情報検索	3 (6)
ライセンス第1	2 (3)
ライセンス第2	3 (0)
意匠	1 (0)
商標	2 (4)
フェアトレード	1 (3)
人材育成	0 (0)

(カッコ内は前年度原稿数)

## (2) 全体の活動

### ①一般企画（第1小委員会）

委員会が企画する論説の56%を占める最も重要なカテゴリーである。企業活動、知財に関する環境の変化、或いは所属企業における日々の業務等から課題を見出すことによって、論説テーマを企画・推進する活動に重点を置いた。

### ②判例と実務シリーズ（第2小委員会）

最新判決や注目判決から実務に役立つ論点を議論し、毎月掲載を原則としてテーマと執筆者を決定する。毎月の企画担当者を決めて運営し、11本を掲載することができた。

### ③今更聞けないシリーズ（第1小委員会）

実務経験の浅い初心者や、実務熟練者でも意外と知らない諸手続や法制度等に焦点を当て、コンパクトかつ平易に解説する初級者向けの企画として2008年にスタートした。協会外部の執筆者だけでなく専門委員会にも執筆協力を得て、今年度は13本のテーマを掲載できた。

### ④知的財産Q&A（第1小委員会）

これまでは、会員企業の関心が高い比較的近時のテーマを主体に、速報性とコンパクトで平易な解説を重視して企画していたが、2014年度より、より速報性を重視したテーマを取り上げてポイントを平易に解説する、という位置付けに変更し、4本のテーマを掲載した。

### ⑤海外注目判決

判例と実務シリーズの海外判決を取り出し、2015年1月号から開始し、米国、欧州、中国等を中心に、会員企業が注目すべき海外の判決を取り上げてきており、2016年度としては13本の

企画を掲載した。

#### ⑥新刊書紹介

会員に有益な新刊書籍を紹介するため、出版社から協会への献本や、委員が書店で見つけた新刊書について、当委員会の委員が紹介原稿を執筆し、毎月掲載する。原則、1ヶ月に1本を目標に運営しているが、積極的な推進により、今年度は19本の書籍紹介文を掲載することができた。

#### ⑦編集後記の執筆

各委員が持ち回りで毎月執筆した。

#### (3) その他個別の活動

##### ①特集号企画

2017年4月号掲載予定で、「第4次産業革命と知財」という大テーマで特集を企画した。人工知能、IoT、ビッグデータなどをテーマに挙げ、これらを取り巻く知財的な問題について様々な角度に焦点を当てた原稿を合計12本集めて特集号として組み上げた。

2018年4月号に向けた特集テーマについて2017年1月から議論をスタートしている。

##### ②委員会活動マニュアル改訂

「知財管理」誌の質の安定化を図るため、マニュアルに基づいて委員会活動を行っているが、活動の実態とマニュアルの記載内容に齟齬が生じているため、マニュアルの見直しを行った。2016年度で一旦終了し、今後は変更点がある場合は随時改訂を実施していく。

##### ③ユーザーフレンドリー

読者から「知財管理」誌は難しい、読みにくい、といった声が聞こえてきていたので、読みやすい原稿のあり方について議論し、今後の企画、査読をする上での参考すべき点を明確化するためにWG活動を行った。WGメンバーで過去5年分の記事を再読し、読みやすいもの、読みにくいものの事例を抽出し、委員会内で情報共有した。

##### ④季刊誌「じば」発行準備

新規にJIPAからの広報誌として、JIPAの活動と知財の動きをわかりやすく簡潔に伝えることを目的に季刊誌「じば」の発行準備を行った。

創刊号は2017年4月とし、年4回（4月、7月、10月、1月）の発行を予定している。対象者はJIPA会員のほか、会員外へも配布を予定しており、JIPAのホームページに掲載する。会員への配布部数は各社5部としてスタートし、A4 4頁、カラーで作成し、発行部数は7,500部を予定している。

#### (4) 今後の検討課題

2016年度の委員数は、29名と過去最大であったが、2017年度に継続する委員が12名となってしまい、委員会運営に不安を覚える状態となってしまった。当委員会では毎月の「知財管理」誌発行に加えて、2017年度より新規に季刊誌「じば」も発行していくことになり、委員数の確保と継続委員の増加が最も大きな課題となっている。委員から聞こえてくる負荷の大きい業務は、やはり企画をすることであり、企画を効率よく行っていくことが次年度の継続課題である。方策としては、グループで企画を検討し執筆者候補を調べることで負荷を軽減するとともに、専門委員会などの原稿入稿時期から各月の本数を予測し、計画的に企画していくような活動を進めていく予定である。

また、2017年4月に発行される季刊誌「じば」創刊号において本発行物の方向性を示すことができたが、継続的に発行していくには、各企画のコンセプト、手順が明確化されておらず、安定した発行をしていくには準備が十分にできていないとは言えない。したがって、次年度以降、委員の入れ替えがあっても継続的に発行していくよう整備が必要である。

## 4. 特許第1委員会

### 1. 構成及び運営

2016年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）17名、委員36名の計54名の構成で活動した。委員会内に5つの小委員会を設置し、小委員会毎に活動を推進する体制とした。本年度、小委員会毎の検討カテゴリは以下の通りである。

#### 【第1小委員会】

特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究

#### 【第2小委員会】

記載要件に関する研究

#### 【第3小委員会】

進歩性に関する研究

#### 【第4小委員会】

特許出願に関する諸問題の検討

#### 【第5小委員会】

審査過程における諸問題の検討

また、外部の研究会等に積極的に委員を派遣して意見発信を行うと共に、外部の動向や意見などは当委員会の活動にも活用した。また、国際政策プロジェクトと連携して、審査制度・運用のグローバル化に向けて、対特許庁、対三極ユーザー、五極ユーザーとの意見交換、意見発信を活発に行った。

### 2. 活動概要

委員会として、年3回の全体会合を開催した。各小委員会は平均月1回の会合を開催し、個々の検討課題、及びパブリックコメント、特許庁への要請等を含めた外部への意見発信のための議論を行った。

また、委員長、副委員長により構成される正副委員長会議を開催し、特許制度全体および各小委員会の検討課題について横断的に検討・対応した。特に2016年度は、近年技術の進展が目覚ましいAI、IoT分野の審査ハンドブックへの事例追加について積極的な意見発信を行った。

また、審査の質向上を重要事項とし、委員会の検討結果に基づいて、拒絶理由通知の記載、漏れの無い先行技術サーチについて、特許庁と意見交換を行い、審査の質向上に向けた提言を行った。

更に特許第2委員会の正副委員長と意見交換を行うなど（7月）、委員会横断で課題の共有・研究テーマの調整を行った。

### 3. 各小委員会での活動状況

#### 【第1小委員会】

##### (1) 日米協働調査

2015年8月1日から開始された「日米協働調

査試行プログラム」について、昨年度の既存制度との比較検討に続き、本年度も更なる検討を行った。

まず、本プログラムの利用が低調（試行1年目の申請件数は目標の24%）であることを受け、その理由を探るべく当小委員会内でユーザーアンケートを実施した。結果、制度の周知が図られていないこと以外に、「制度のメリットが明確でない」ことが主な理由になっていることが判明した。

そこで、本プログラムにエントリーされた案件36件について分析を行ったところ、①最初の審査結果は両庁間でほぼ同時期（約1ヶ月以内）に発送されていること、②日米両庁間の新規性判断および引用文献の共有化が高い一致率（約6～8割）をもって実現されていることが判明した。これらの結果から、本プログラムはグローバル化を踏まえ戦略的に知財活動を進めるユーザーにとって、既存の制度（PPH）からは得られないメリットを享受できることが確認され、利用メリットがあることが実態調査からも再確認された。

なお、本分析結果の一部については、東西部会（2月）および特許庁との意見交換会（3月）にて報告を行った。

##### (2)（製造）方法特許のとり方・あり方

「方法特許出願は、主に他者権利化のリスクを回避するために行っている」との意見が散見される中、ユーザーにとって有効な方法特許のとり方はどのようなものか検討を行った。また、ユーザーにとって有効な製造ノウハウの保護のあり方について検討を行った。その際、既存の制度の課題を抽出し、新たな制度の必要性とその可能性についても検討を行った。本テーマは来年度も継続して検討する予定である。

##### (3) PBP

36条拒絶の増加が一段落し、ユーザーの不安は解消する方向に向かっていることを確認した。

##### (4) グローバルドシエ

「リーガルステータス」、「XMLの活用」のリード庁によるアンケートに関し、ユーザー意見

を取り纏め、情報システム委員会に提供した。

#### 【第2小委員会】

2016年度は、記載要件に関し下記の2つのテーマに取り組んだ。

##### (1) 「拒絶理由通知における記載要件の5極比較－欧州特許庁を受理官庁としたPCT出願における傾向比較－」

2014年度及び2015年度は、それぞれ日本国特許庁並びに米国特許商標庁を受理官庁としたPCT出願（それぞれJP-PCT, US-PCT）を対象とし、First Actionにおける記載要件（実施可能要件、サポート要件、明確性要件）判断の5極（日米欧中韓）比較を行った。今年度は、欧州特許庁を受理官庁としたPCT出願（EP-PCT）を対象とし、同様の調査を行った。なお、調査にあたっては、First Action前の補正によって3極間でクレームの記載に実質的な違いが生じていないかといった点についても確認し、補正によりクレーム記載に実質的な違いが生じているものを、調査対象から除外した。

EP-PCTにおいて記載要件違反が指摘される割合は、全ての記載要件について、韓国が最も多いという結果が示された。これは、JP-PCT及びUS-PCTと同様の結果であった。また、これまでに行ったJP-PCT及びUS-PCTの結果と合わせると、実施可能要件違反については、受理官庁の違いによらず、日本が他極と比較して指摘件数が多いといった傾向が得られた。サポート要件違反については、日本に加え、中国でも指摘件数が多いといった傾向がみられた。一方、明確性要件違反の指摘件数は、受理官庁となった庁での指摘件数が、相対的に少なくなるといった傾向が見られた。

2014年及び2015年度の結果と合わせ、5極における記載要件判断の動向を示すとともに、出願人として注意すべき事項を提言として発信すべく、2017年2月に論説投稿を行った。

##### (2) 「審決取消訴訟における実施可能要件の判断動向」

我が国特許法では、新規な発明を世の中に公開した代償として一定期間独占権を与えるとい

った建前をとっている。特許法第36条第4項に定めるいわゆる「実施可能要件」は、このような特許制度の目的を果たすために、重要な規定である。一方、先願主義の下、出願人はできる限り早期に出願する必要がある、明細書に記載する実施例の取得にも限界がある。また、上述した通り、記載要件違反の5極比較検討の結果、日本では他極と比較して実施可能要件違反の指摘を相対的に受けやすいことが確認されている。そこで今年度は、審決取消訴訟における実施可能要件違反の判断動向についても検討することとした。

2008年～2015年に判決言渡しのされた審決取消訴訟のうち、実施可能要件違反について判断されたものを抽出し、検討対象とした。抽出された判決につき、審査基準における違反類型の分類、外内案件と国内案件における判断動向の比較、典型的な判示事項の検討などを行った。これらの検討結果から、裁判所における実施可能要件違反の判断動向を示すとともに、実務上の留意点についてまとめ、7月に論説投稿する予定である。

##### (3) industryIP5会合対応、ICG会合・GDTF会合等対応

2016年6月のindustry IP5会合（東京）及び、2017年1月のICG会合・GDTF会合・3極及び5極ユーザー会合（ドイツ、ミュンヘン）に参加し、我々の昨年度の調査結果を報告するとともに、その他の検討項目に関する議論に参加した。

#### 【第3小委員会】

安定した権利の形成に向けて、進歩性の判断基準を明確化するために下記の2テーマを検討した。

##### (1) 拒絶査定不服審判の審決取消訴訟の検討

権利の安定性の観点から審査、審判、裁判判断で相違がないことが望ましい。そこで、2014年から2016年に判決が出た件について特許庁と裁判所の進歩性判断の相違有無を確認し、相違する典型例を明確化できないか検討を行った。

その結果、進歩性判断においては、特許庁と

裁判所では約20%の相違があることがわかった。具体的には、発明認定の相違が多いものの、主引用発明に副引用発明を適用する動機付け、設計変更等、有利な効果及び阻害要因の相違も多いことがわかった。

そこで、「課題」に注目して詳細に分析した結果、特許庁は本願発明および引用発明に記載されている事項よりも課題を広く捉える傾向があるのに対し、裁判所は本願発明の明細書に記載されている事項に基づいて課題を抽出・判断する傾向があることがわかった。

検討結果の詳細については、論説としてまとめ、知財管理誌に投稿する予定である。

## (2) JIPA資料(No. 395：特許審査基準「進歩性」の解説)の改版

「審査基準の記載が簡潔かつ明瞭なものであること」等を基本方針として、2015年に審査基準が改訂された。改訂前の審査基準と比べると、基本方針に沿って、説明の仕方が変更され、新しい項目が追加された。そこで、会員の進歩性判断の一助となる資料を提供すべく、審査基準改訂を反映した改版資料の作成を進めた。

資料の改版にあたり、改訂審査基準の内容について特許庁と意見交換を行うなど、慎重に確認しながら作業した。なお、2017年度においても引き続き改版作業を進める予定である。

### 【第4小委員会】

今年度は下記2つのテーマについて取り組んだ。

#### (1) 「無効審判事件分析による情報提供制度の有効な活用方法の検討」

情報提供は、無効審判、異議申立と並ぶ公衆審査の中で、「匿名性」、「登録前権利化阻止」という独自の特徴を有する。情報提供の有効性に関しては、「審査における情報提供採用率は73%（特許庁）」、「情報提供を受けた案件の特許査定率は情報提供を受けなかった案件の特許査定率より12%低い（当小委員会調査）」というデータが存在する。その一方で、当小委員会の2015年度調査対象である、2004年以降の29条、29条の2による全部無効案件171件の中に、被

情報提供案件が48件（28%）も含まれていることが確認された。そこで、審決日が2016年5月までの5件を加えた全部無効案件で情報提供を受けた53件を調査対象として、情報提供不採用の理由を検証するとともに、情報提供制度の有効な活用方法について検討した。

一次調査では、全53件について、情報提供の時期とFAの時期との関係や、情報提供文献の審査時採用率（OA採用率）、無効審決採用率などの調査を行った。その結果、OA採用率は全体で38%であるのに対し、FA前情報提供でのOA採用率は69%と高く、FA後情報提供でのOA採用率は24%と低いことが確認された。一方、無効審決採用率は全体で58%であるのに対し、FA前情報提供での無効審決採用率は63%、FA後情報提供での無効審決採用率は54%であり、提出時期の影響は小さいことが確認された。

二次調査では、審決採用証拠の中に情報提供文献の存在する30件を対象とし、情報提供の提出時期、提出文献種類、提出理由、早期審査、面接審査、外国ファミリー、分割出願等が情報提供不採用の原因となった可能性について検討を行った。その結果、情報提供採用のためのいくつかの具体的提言が見出され、また、審査の運用や制度に関する課題の存在も確認された。

これら調査・検討結果の詳細については、論説としてまとめ、知財管理誌に投稿する予定である。

#### (2) 「特許審査に関する情報開示についてのユーザーアンケート」

特許審査に関する情報開示に関し、A. 情報提供の採用結果、B. 審査におけるサーチ範囲・検索論理式、C. 面接記録・応対記録の詳述化、D. 拒絶理由通知・拒絶査定に記載、E. 特許査定理由の記載 の5項目についての詳述化・開示の要望についてアンケートによる実態調査を実施した。対象は特許第1・第2委員会の委員とし、計82名から回答頂いた。結果の概略は以下のとおりである。

A：開示を求める声が7割程度。公開により不利益が生じるとの意見は無い。B：「外国特

許文献の調査]、「非特許文献の調査]、「サーチ範囲]、「検索キーワード]、「検索論理式」の開示を求める意見が多い。C：現状不十分との意見は8割程度。「議論や主張のポイントの詳述化」を求める意見が多い。D：不満ありは2割程度で満足度は高いが、項目別では8割程度が何らかの項目に不満あり。「進歩性判断における論理付けの説明]、「請求項ごとの理由の記載]、「発明特定事項ごとの引用発明との対比」への要望が多い。E：理由の記載を望む意見が6割、現状維持が4割。記載の程度は、「国際調査見解書程度]、「米国での特許許可の理由程度」が多い。

これらの結果については2017年3月の特許庁との定期意見交換会、及び品質管理室、審査第一部との個別意見交換会にて紹介した。

#### 【第5小委員会】

「審査迅速化に伴う審査の質についての検討」に取り組んだ。

##### (1) 目的

FA11の達成によって出願人は出願の早期権利化を図ることができるようになった。特許庁は更に、2023年度までに権利化までの期間を14ヶ月とする目標を掲げている。一方で、産業界においては、例えば侵害訴訟に対応する無効審判での無効率が高ければ権利者が安心して権利を行使できないことから、安定した権利の成立に資する審査が強く望まれている。特許庁のポストFA11施策としては、審査の迅速化の維持とともに質の向上が謳われており、2014年に策定された品質ポリシーや品質マニュアルに基づく品質管理の充実を目指した取組がなされている。

上記状況を踏まえ、安定した権利の成立に寄与すべく、審査の質の評価軸の選定、近年の審査の質の推移及びその内容についての検討を行った。

##### (2) 検討方法

(i) JPOを第1国出願として出願され、(ii) 2004年1月から2015年12月までに審査請求され、(iii) JP, EPが1件ずつの案件のうち、(iv)

特許請求の範囲の補正がされずに、(v) JPOの審査で拒絶理由通知を受けることなく特許査定を受けた案件を母集団として抽出した(①JP一発特許査定)。

①のうち、ESRにおいてX文献が引用された案件(②)、ESRにおいてX文献が引用されずにY文献が引用された案件(③)、X文献もY文献も引用されなかった案件(④)を分類した。

さらに、②のうち、対応EP案件でクレームが補正された案件(⑤)と補正されなかった案件(⑥)を振り分けた。

##### (3) 検討結果

ここで、⑤の推移を見るべく、⑤/①の割合を日本での審査請求年ごとにグラフ化した。2008～2013年にかけて若干割合が上昇しているが、27～38%で推移しており、ここ10年間、大きな傾向の変化は見られておらず、この解析からは、近年の審査迅速化によっても概ね、審査(主に調査)の質は一定に保たれているものの、比較的高い割合で、EPにおいて、日本で引用されなかったX文献が引用されているという結果となった。また、2014年で割合が若干低下している傾向が見られたものの、今後さらに割合が低下していくか(つまり審査(主に調査)の質が向上していくか)については、これから蓄積されていく2015年以降のデータを上記調査解析に反映させていくことで明確になるものと思われる。

⑤のうちで、日本の特許文献がX文献としてESRで引用された案件(⑦)を抽出したところ、439件となった。件数が少ないので明確な年度傾向は出なかったが、トータルで見るとEPでX文献が挙げられた案件中、 $439/2,227$ =約20%程度が日本の文献をX文献として挙げられていることが浮き彫りになり、JP一発特許査定という審査結果に疑問を呈す結果となった。

続いて上述の結果に対する詳細な検証を行うべく、⑦のうち、以下(i)～(iv)を満たす案件を抽出し、検討を進めた。

(i) 日本での特許登録日の60日より前にESRが発行された



- (ii) 日本の調査IPCとEPで挙げられたXの日本特許文献のIPCが一致している
- (iii) 日本の出願時（特許査定時）のクレームと欧州の審査対象クレームが一致する
- (iv) EPにおいてX文献のみが挙げられている（Y文献が同時に挙げられていない）

該当案件71件を見たところ、71件いずれもESR発行日後に特許査定が起案されており、73%（52件/71件）が日本特許文献での新規性違反の指摘、27%（19件/71件）が進歩性違反の指摘であり、挙げられたX文献の大部分が新規性違反を構成しているという結果となった。

また、17%（11件/71件）がEPの審査官が日本特許文献をX文献としたことが見当違いであった可能性があり<CASE1>、82%（58件/71件）が日本でも新規性又は進歩性を否定する先行文献になり得る蓋然性がある<CASE2>、という傾向が見られた。判断が難しいものが2件あった<CASE3>。<CASE2>の案件についてのJPとEPの審査内容を比較検討したところ、日本の審査におけるX文献の抽出漏れもある一方で、日本と欧州における新規性判断のレベルの差異も、JPとEPとで審査結果が異なる要因として考えられた。特に、日本では明細書を読み込んだ上でクレーム各構成の範囲を解釈し引例と対比しているのに対し、欧州においてはクレーム文言上の範囲をそのまま解釈しているような案件が散見された。

上記の検討結果を踏まえ、詳細は知財管理誌に投稿する予定である。

#### 4. 対外活動

##### 4.1 全体

特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会を2回（10月、3月）開催し、審査の「質」の向上に向けた活発な意見交換を行った。

また、特許庁による審査ハンドブックへのIoT事例追加に関連して、産構審の第10、第11回審査基準専門委員会WGの知財協代表としての委員である伊藤前理事とともに、特許庁審査基準室と討論・要望説明を行うための個別会合

を行うとともに上記WG会合に陪席参加した。

また、第9回弁理士制度小委員会に陪席参加した。

##### 4.2 各小委員会関連の対外活動

上記の他、具体的な各小委員会のテーマに関連して、特許庁他の外部機関と活発に意見を交換したので、以下に概要を紹介する。

###### 【第1小委員会】

国際政策プロジェクトに委員1名、平成28年度審査応用能力研修に委員2名、平成28年審判実務者研究会に委員1名派遣した。

東西部会（2月）および特許庁との意見交換会（3月）にて、「日米協働調査試行プログラムの実態調査・分析」に関する報告を行った。

###### 【第2小委員会】

国際政策プロジェクトに参画し、2014年三極庁・ユーザ会議、2014年industry IP5、2015年三極庁・ユーザ会議への参加を行った。

2014年度T3企業若手知的財産要員育成研修に、講師として委員を2名派遣した。

東西部会（2月）で、今年度の検討結果として、2演題の報告を行った。

第4回の審査基準専門委員会の陪席者として委員を1名派遣した。

###### 【第3小委員会】

企業若手知的財産要員育成研修（T3研修）に委員2名を派遣した。

弁理士会との意見交換会時に「日米における動機づけに係る審査基準の差異の検討」及び「審決取消訴訟（査定系）の進歩性判断の傾向分析」に関し報告を行った。

###### 【第4小委員会】

JIPAシンポジウムプロジェクトに委員1名を派遣、平成28年度特許庁審査応用能力研修に委員2名を派遣した。特許庁審査基準室、品質管理室との定期意見交換会で、特許審査に関する情報開示についてのユーザーアンケートの結果について紹介した（3月）。知財管理掲載の論説「無効審判事件分析による特許審査の質の検証」（2017.1）に関し特許庁品質管理室からの要請により意見交換を行った。

## 【第5小委員会】

平成28年度審査応用能力研修、平成28年審判実務者研究会の各々に委員1名を派遣した。知財管理掲載の論説「拒絶理由通知書の定型化に関する検討」(2016.5)に関し特許庁審査第一部からの要請により意見交換を計3回(10月, 12月, 3月)行った。

## 5. 特許第2委員会

### 1. 構成及び運営

2016年度の特許第2委員会は、委員長1名、副委員長16名(うち委員長代理・小委員長兼務2名, 小委員長3名, 小委員長補佐11名), 委員43名の計60名で構成した。

正副委員長会議及び第1から第5小委員会までの各小委員会は原則毎月定期開催し、年3回(4月, 10月, 3月)の全体委員会も開いた。

特許庁審判企画室, 裁判所(知財高裁, 東京地裁, 大阪地裁), 日本弁護士連合会, 東京弁護士会, 大阪弁護士会, 弁理士会, 飯村敏明氏との意見交換会も積極的に行った。東京弁護士会とは第2小委員会及び第3小委員会が, 大阪弁護士会とは第1小委員会が, それぞれ, 小委員会の研究テーマに関して数か月間共同で検討を行い, それぞれ成果を意見交換会で発表した。なお, これら意見交換会の前に弁護士3名(辻居氏, 城山氏, 山口氏)と事前相談をして臨んだ。

「知財管理」誌に4つの論説を掲載した(「特許の進歩性判断における阻害要因主張の留意点—2種類の阻害要因—」(9月), 「クレームの限定解釈主張および無効主張に関する分析」(10月), 「分割出願に係る特許権の訴訟における留意点」(12月), 「特許権侵害訴訟の近時判例の調査・分析—特に数値限定発明について—」(1月))。すべて, 9月度の東西地域部会にて発表した。

2016年度の調査研究テーマおよび各小委員会の活動概要は以下のとおりである。これらは来年度の「知財管理」誌に論説として掲載し, かつ東西地域部会にて発表予定である。

## 2. 各小委員会の活動概要

### 【第1小委員会】

「裁判所におけるサポート要件判断に関する考察」

サポート要件(特許法第36条6項1号)の判断は, 審査基準において, 『請求項に係る発明が発明の詳細な説明において「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えるものであるか否かを調べることによりなされる』とされている。しかし, 出願時の技術常識を考慮する場合もあり, 実際にとどこまで明細書に記載されていればサポート要件を満たすのかは, 実務者にとって判断が難しい場合がある。

本小委員会では, サポート要件の判断が行われた過去10年分の裁判例に基づいて, 裁判所の近年の判断傾向, 裁判所と特許庁とで判断が異なった点, 裁判所による発明の課題の認定傾向を分析し, 実務での留意点を検討した。

### 【第2小委員会】

「特許権侵害訴訟における損害賠償額の減額要素に関する研究」

我が国の特許権侵害訴訟においては, 損害賠償の認容額が特許権者の主張額から大幅に減額される裁判例が見られる。この理由の1つとして, 推定覆滅事由や寄与度と呼ばれる概念(以下, 減額要素という。)に基づく被疑侵害者の主張(以下, 減額主張という。)がある。減額要素は抽象的な概念であり, どのように働いて損害賠償額が減額されているのか不明確である。このため, 特許権者にとっては損害賠償額の予測が難しく, 特許権侵害訴訟の提起を躊躇する一因になっていると言われている。そこで, 当小委員会では, 損害賠償額の減額主張に焦点をあて, 減額のメカニズムを明らかにするとともに, 減額主張の容認割合, 減額要素毎の傾向, 特許法102条1~3項別の傾向等を分析することで, 損害賠償額の予測精度向上を試みた。

### 【第3小委員会】

「進歩性判断における課題の検討」

特許における争いにおいて課題が重要視され

る傾向にあるとされているが、この課題を如何に認定し取り扱うか、特許法では示されていない。特許法29条2項の進歩性判断における審査基準では、主引用発明と副引用発明の間における課題の共通性を判断することが示されており、共通性が認められる場合には本件発明の進歩性の存在を否定する論理付けを肯定する要因となりうることを示されている。これに対して、裁判例や論説では、主引用発明と副引用発明の間における課題の共通性のほか、本件発明と主引用発明の間における課題の共通性や本件発明と副引用発明の間における課題の共通性も進歩性の判断材料となりうることを示されている。

そこで、本小委員会では、過去の裁判例をもとに、本件発明、主引用発明、副引用発明の課題のうちいずれの課題を用いて裁判所が課題の共通性を判断したのかを調べ、さらに、発明の分野毎等に分類し、分析を行った。また、特許請求の範囲に課題に類する言葉が記載されているケースに着目し、このようなケースにおいて、裁判所がいかに課題を判断したかを分析し、進歩性判断における課題の共通性を検討する際に、実務者が留意すべき点について提案した。

#### 【第4小委員会】

##### 「明確性要件における裁判所判断の分析」

特許法第36条第6項第2号は、特許請求の範囲の記載について、特許を受けようとする発明が明確でなければならないこと（明確性要件）を規定する。そして、当然のことながら、明確性要件は客観的且つ合理的に判断されるべきであると考えられる。

本小委員会では裁判所が明確性要件に関連した判断を行った事例を抽出し、まずはケーススタディを通して、共通する考え方の外延をつかむと共に、いくつかの特異なケース（PBP、測定方法、使用条件、除くクレーム）における裁判所の判断を分析した。これにより、明確性要件の判断は必ずしも特許請求の範囲の記載のみに基づき行われているわけではなく、明細書、技術常識を踏まえて判断されることが多いことが分かった。さらに、明細書を参酌する際には

全ての案件ではないものの、発明の技術的意義（目的、課題、効果）を参酌しつつ明確性要件の判断をする場合があることが分かった。

以上を踏まえ、明確性要件の判断の際に考慮されうる事項を<Mindset>及び<Points>としてまとめ、当該<Mindset>及び<Points>を念頭において実務に取り組むべきであることを企業実務者へのフィードバックとして提案した。

#### 【第5小委員会】

「特許制度の在り方の研究（中長期テーマの2年目）」

<テーマ1> 「「裁定制度」の在り方に関する一考察」

我が国の特許法では、行政処分によって強制的に通常実施権が設定される裁定制度が存在する。しかし、裁定制度の運用の現状を見ると、これまで裁定が下された事例は1件もない。裁定請求された例がわずかに存在するが、いずれも請求が取り下げられており、現行の裁定制度は形骸化しているといわざるを得ない。

そこで、国内を中心とした裁定制度の調査、関係機関へのヒアリング、特許委員会構成企業へのアンケート調査を通じて、形骸化している裁定制度の問題点を把握すると共に、今後の裁定制度について考察を行った。

<テーマ2> 「特許発明の技術的範囲への属否を判断する諸制度に関する一考察」

特許発明の技術的範囲への属否について判断を得られる手続きとしては裁判・特許庁判定・センター判定・専門家による鑑定等がある。いずれの手続きも、被疑侵害物件が技術的範囲に属するか、属さないのかという判断をするという点で共通するものの、得られる結果の位置づけ等が大きく異なる。また、諸外国においても行政庁が技術的範囲への属否について判断をするという制度があり、特許庁判定と比較すると積極的に活用されているという情報もある。

そこで、技術的範囲への属否について判断を得られる種々の手続きについて調査や特許委員会構成企業へのアンケートを行いその活用状況や問題点などを明らかにするとともに、更なる

活用に向けた考察を行った。

## 6. 国際第1委員会

### 1. 委員会の構成

委員長，委員長代理，副委員長5名，委員46名，合計53名で構成した（途中退任3名，交代での新任2名）。

委員を5つのワーキンググループ（WG）に分けてそれぞれにWGリーダーを指名し，リーダーを中心に各WGにて後述するテーマについての調査，研究活動を行った。また，委員長，委員長代理，副委員長の計6名で構成される正副委員長会議にて，委員会運営およびWGテーマ以外の検討を行った。

### 2. 活動方針

「楽しく学び，発信する」を活動ポリシーに定め，活動のコアは米州（北米および中南米）の調査研究としながら，発信先を意識し，楽しく活動することを心がけて活動した。

### 3. 委員会の運営

月に一度（ただし6，8，3月は除く）全委員が一堂に会する全体委員会を行った。全体委員会の前半は全体会議として委員間の情報共有を行い，後半はWG活動の時間としてWG毎に調査研究テーマについて議論を行った。全体委員会直前および後半の一部の時間（WG活動と並行）に正副委員長会議を開催した。

年に二度（7月，3月），国際第2，第3および第4委員会との合同委員会を開催し，活動状況の共有化等を行った。また，年に二度（4月，10月），国際第2，第3および第4委員会との合同正副委員長会を開催し，国際委員会全体の調整等を行った。

### 4. WG活動

#### (1) WG1 研究テーマ「臨時研修 米国特許権侵害訴訟実務マニュアルの解説」

2016年に当委員会から発行した資料「米国特許権侵害訴訟実務マニュアル（第5版）」に沿った研修を企画，実施した。資料の中から実務者の観点で訴訟実務に関する重要ポイントに限定し，企業実務者にとって留意すべきポイント

を初学者にもわかりやすく伝えることを心掛けた。臨時研修として2017年2月に東京，大阪で開催し講師もWGにて務め好評を得た。質問（23件）にも丁寧に回答した。

#### (2) WG2 研究テーマ「Final OA後の取り得る措置の有効性の検討」

審判請求は審決が出るまでに相当の費用がかかるとのイメージから，RCEに比して敬遠されがちである。この現状に対し，審判の本審理に突入するまでに拒絶を解消できれば，費用の高額化を避け，効率的に権利化できるのではないかという観点から過去の審判請求事例の実態調査し，拒絶理由における審査官の瑕疵の程度と審判手続内における拒絶解消のタイミングとの間に一定の相関関係があることを見出した。この成果を審判請求の有効活用法として論説にまとめ2017年3月に投稿した。

#### (3) WG3 研究テーマ「情報開示義務，IDSの実態調査，研究」

米国の特異な特許制度の一つである情報開示義務（いわゆるIDS）により出願人は少ない作業，費用負担を強いられている。この実態をJIPA会員企業へのアンケートおよび包袋調査から明らかにすることで実務の一助となる知見をまとめた。さらにUSPTOの実情等も考慮し，あるべき制度，運用についても検討した。これらの結果を論説にまとめ2017年4月に投稿予定である。本WGは国際政策PJとも連携して活動しており，引き続き5極（日米欧中韓）特許庁やユーザ団体による制度調和の枠組みも活用してUSPTOにIDS実務改善を働きかけていく。

#### (4) WG4 研究テーマ「103条の阻害要因に関する判例の分析」

KSR最高裁判決では，自明性の検討において，先行文献を組み合わせる動機を柔軟に見つけてもよいと判断された。一方で，MPEPには，その組み合わせを阻害する理由の一つとしてTeaching Awayが重要であると示されている。しかし，Teaching Awayの解説としてはKSR最高裁判決以前の数件の判決に基づくものに留

まり、権利化時のガイドラインとするには不十分であった。そこで、KSR最高裁判決以後の Teaching Awayに関するCAFC判決42件を分類・分析して、権利化時の留意点を抽出した。この成果を論説としてまとめ2017年2月に投稿した。

(5) WG5 研究テーマ「米国における協業戦略と特許ポートフォリオの関係性の研究」

近年、標準化やアライアンス、オープンイノベーションといった企業同士の協業に注目が集まっており、多くの米国企業が新たな製品やサービスなどの成果を生み出すことに成功している。しかし、これら協業事例と特許ポートフォリオの関係については明らかにされていない点が多い。そこで、IT・機械・化学／バイオの3分野の米国企業の協業事例に着目し、特許ポートフォリオをいつどのような観点で構築したのか分析することで、日本企業が協業を行う際に知財部門として考慮すべき事項を、主催者側と参画者側それぞれの立場から考察した。この成果を実務上の留意点とあわせて論説としてまとめ2017年2月に投稿した。

5. その他

- (1) USPTOのパブリックコメント募集に対して提出可否を検討し、2件のコメント（IDS関連、Final OA関連）をUSPTOへ提出した。
- (2) 2015年度に引き続き国際政策PJに委員（委員長代理を含む3名）を派遣し、国際制度調和の動きを推進すべく、3極（日米欧）、5極の特許庁に対して説明や提言を行った。
- (3) AIPLAとの会合での前年度の成果プレゼン、ブラジル審査官研修へのアドバイザー出席、中南米代理人のJIPA訪問対応等を通じて当委員会の活動や成果の紹介、情報交換等を行った。
- (4) 判例概要等を知財管理誌の外国特許ニュースに投稿した（5～6本／毎月）。
- (5) 2015年度の研究テーマについて関東部会、関西部会にて報告を行った。

(6) JIPAシンポジウム実行委員会に委員を1名派遣した。ポスターセッションにも参加した。

(7) R4A研修「米国特許をうまく取得する方法」（2016年12月に東京、大阪開催）に講師を1名ずつ派遣した。

## 7. 国際第2委員会

### 1. 委員会の構成および運営

本年度の委員会活動は、委員長1名、副委員長5名及び委員30名の計36名で行った。

### 2. 委員会の運営

3つの小委員会を編成し、原則として、月次の定例会議において全体会議と小委員会活動を行った。第1小委員会は、テーマ毎にさらに3つのWG（Working Group）に分かれ、各テーマを担当する副委員長をリーダーとして検討を行った。第2、第3小委員会は各委員会を担当する副委員長がリーダーとなり検討を行った。上記の定例会議の他に適宜臨時の小委員会会議等を開催し、担当のテーマ検討や臨時研修に関する検討を行った。

### 3. 委員会の活動概要

#### 3.1 本年度の活動方針

本年度は、①委員の人脈形成および成長のための気づきの場を提供する、②国内外におけるJIPAプレゼンスの向上に繋がるアウトプットを行う、という2つの方針の下、担当地域の中から、欧州、ビシェグランドグループ（東欧）、PCT制度について調査・検討を行った。

#### 3.2 各小委員会の活動

##### (1) 第1小委員会の活動

本年度、第1小委員会は3つのテーマに分かれて活動した。

第1テーマ名：欧州出願ルートに基づく知財戦略の解析（9名）

本テーマでは、特定業種／技術分野の欧州での特許取得に利用され出願ルート（EPC経由各国、EPCを経由せずに各国等）を解析、知財戦略を読取ることによって、欧州特許の上手な取得に向けた知見を抽出する、ことを狙いとして

調査等を行った。

調査の主題として、「EPCルートと各国ルートとは戦略的に使い分けされているのか?」「仮に使い分けされているとすれば、どのように使い分けされているのか?」といった点を取り上げ、これらの点に対し「戦略的に使い分けされていると考えられる。」「但し、その傾向は技術分野に拠って異なる。」等の一定の知見を得た。

活動の成果は知財管理誌2017年6月頃投稿する予定である。

第2テーマ名：欧州補正要件の調査研究（6名）

日本、米国より厳格だとされる欧州の補正要件を主題とし、中でも、Intermediate Generalization（中間一般化）に対し、調査・分析を実施し実務上の留意点を見出す、ことを狙いとし調査等を行った。

具体的には、近年の関連審決126件を抽出して概要を調査、そこから補正が認められたケースを10件強選定して、詳細分析を行った。そのうえで、詳細分析から示唆される分野毎の違いについての考察と、実務上の留意点を抽出した。

本件に関連し、2013年～2015年頃にガイドラインが改訂されるなどしているものの、審決の統計分析によれば、約4割で補正が認められていない状況であることなど、必ずしも補正要件が緩和されているわけではない状況を確認することができた。しかしながら、個別案件において、技術常識や課題解決との関連性を参酌し、出願人にフレンドリーな審決も見受けられる、ということが分かった。

こうした内容を踏まえ、実務上、特に中間一般化を指摘された際の出願人の取り得る対応を中心に整理し、論説を執筆、知財管理誌に2017年8月頃投稿する予定である。

第3テーマ名：欧州各国の訴訟・判例に関する調査・研究（7名）

各国訴訟制度（DE,FR,GB,IT,ES,NL）を俯瞰すると共に、各国の実務上の特徴をオフェンス・ディフェンスそれぞれの視点で比較・分析し、訴訟制度を視点とした出願・権利化国の指

標を提案する、ことを狙いとし調査等を行った。

各国制度の俯瞰においては、クレーム解釈論、侵害事実の把握に用いられる制度、水際対策の視点から対比等を行った。クレーム解釈論では、包袋禁反言、均等論、間接侵害・寄与侵害を視点に検討を行い、欧州各国において包袋禁反言は基本的に認められないと考えて対応したほうが良いことなど一定の知見を得た。また、侵害事実の把握に利用できる制度として、証拠保全制度を調べ、フランスの証拠保全手続き（Seizure）が非常に強力である一方、イギリスの情報開示（Disclosure）が限定的であることがわかった。

調査の結果、得たところを整理し、知財管理誌に、2017年7月頃に投稿する予定である。

(2) 第2小委員会の活動

テーマ名：ビシェグランド（V4）グループにおける調査研究（7名）

ビシェグランドグループ（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの4ヵ国）は、全体のGDPがメキシコやインドネシアに匹敵する規模であるにも関わらず、知財制度、運用や利用実態に関する情報は非常に少ない。こうした背景から、これら国々の知財制度と運用・利用実態を調査した。

具体的には、各国のGDP規模、人口、日本企業の進出状況等を踏まえ、侵害訴訟、無効訴訟の提起状況などを調査した。

調査の結果を論説としてまとめ、知財管理誌に、2017年10月頃に投稿する予定である。

(3) 第3小委員会の活動

テーマ名：国際調査に関する考察（7名）

第3小委員会はPCTルートで得られる国際段階成果物に注目し、国際段階と国内段階とにおける引用文献・特許性に関する見解等の異同について、近年の動向を調査・分析した。これにより、会員企業がPCT出願を巧く利用するに際して有益なISA選択情報を提供する、ことを活動の狙いとした。

具体的には、JPOがISRを作成した国際出願195件を対象に、ISRと5極での各実態審査結

果を調査した。調査では、特許性判断の同一性、引用文献の共通性、IPC毎の傾向を調べると共に、他庁見解の踏襲度、先行技術を広く網羅するISAとDOの組み合わせ等の観点での分析も行った。特許性判断の同一性、引用文献の共通性の調査では、過去に行った同趣旨の調査との比較を行うことによって、推移の分析も行った。

結果として、否定的見解の一致率や、新規性否定の文献の採用率が上昇していることなどがわかった。

調査の結果は、2017年4月頃、知財管理誌に投稿する予定である。

### 3. 3 意見発信・対外会合等

当委員会では、担当範囲の知的財産制度改善に向けて、政策プロジェクトと連携し又は、担当範囲内の国や機関に対し、意見発信を行った。具体的には、国際政策プロジェクトへ委員を派遣し（2名）、ジュネーブのWIPO本部で開催されるPCT作業部会第9回にオブザーバとして出席、特許庁・ユーザ双方にとってメリットのあるPCT制度の適切な発展という視点から議論に参加した。また、WIPO PCT法務部との間で2度の会合を持ち、それぞれ3名ずつの委員が陪席、PCT制度の現況について意見交換を行った（10月26日、12月6日）。

また、EPOとは2度の会合を持った。10/18 Work Shopには6名の委員が陪席し、サーチや審査の品質や適時性を視点に意見交換を行った。1月25日のMeetingには5名の正副委員長が陪席し、単一効・統一特許裁判所制度に対する英国のEU離脱とその影響等について意見交換を行った。

### 3. 4 資料発行および臨時研修

2015年度に派遣した南アフリカ・ジンバブエ調査団の報告書を資料第463号として発行した。

また、資料第474号「欧州特許を上手に取得する方法（第4版）」を発行すると共に、同資料の内容を踏まえた臨時研修R4B「欧州特許を上手に取得する方法」の講師を派遣、同研修の受講実績は関東59名、関西38名であった。

## 8. 国際第3委員会

### 1. 委員会の構成および運営

本年度の委員会活動は委員長、小委員長6名、及び委員31名の計38名で活動を行った。

### 2. 委員会の運営

3つの小委員会を編成し、毎月定例で正副委員長会、全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は担当の小委員長を小委員会リーダーとして、各テーマについて調査研究を行った。また、上記定例会議の他に適宜臨時の正副委員長会、小委員会、外部との意見交換会等を開催した。

### 3. 委員会の活動概要

#### 3. 1 本年度の活動方針

本年度は、中国に関するテーマを中心に調査・研究を行いつつ、韓国・台湾については個別テーマにおいて中国と比較する形で調査・研究を行うこととした。

また、調査・研究成果を外部発信する為にアジア戦略プロジェクトと連携して必要に応じてパブリックコメント等の検討を行った。

#### 3. 2 各WGの活動

##### (1) 第1小委員会の活動：

テーマ1：中韓台における面接審査に関する調査研（8名）

中国や韓国、台湾における実際の面接審査の利用状況やその結果について纏めた例は少ない。特に中国では面接審査を申請しても断られるという話をよく聞く。

そこで当小委員会WG1では、JIPA国際委員会に所属する会員企業に対してアンケート調査を実施し、中国・韓国・台湾における面接審査の活用について解析を行った。多数の企業からの情報を解析できたことで、これまであまり知られていない傾向をつかむことができた。面接審査の活用状況や傾向をまとめて論説を作成した。2017年5月以降に知財管理誌へ投稿予定である。

テーマ2：別冊資料「中国における特許権取得の留意点」の第3版改訂（4名）

本資料「中国における特許権取得の留意点」は2011年10月に第3版に改訂され、約5年が経過した。その間、特許審査ハイウェイ（PPH）の試行開始、実用新案の新規性に関する審査指南の改訂等が行われた。また、法改正の動きとして、中国専利法の第4次改正草案、職務発明条例草案の公表が行われたが、見直しのため改正・施行に至っていない。その一方で、2016年4月には「最高人民法院の専利権侵害紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈（二）」（司法解釈（二））が施行された。

当小委員会では2年計画で本資料の改訂作業を行っており、2015年度はPPHや実用新案の内容を反映する作業を行った。当初の計画では2016年度に中国専利法の第4次改正の内容を反映する予定であったが、法改正が行われなかったため、本資料の第4版としては司法解釈（二）の内容までを反映することとし、改訂作業を行った。本資料の第4版は2017年7月に投稿する予定である。

#### (2) 第2小委員会の活動：

テーマ：別冊資料「中国専利権行使実務マニュアル」の改訂（12名）

資料「中国専利権行使実務マニュアル」は2009年7月に発行され、その後改訂されていなかった。マニュアル発行後、民事訴訟法の改正や権利侵害責任法の制定、専利権侵害に関する最高人民法院の司法解釈などが多くが公布された。

そこで、当小委員会では、本資料の改訂作業に着手した。仲裁やライセンス交渉などに関する項目を削除して、専利侵害訴訟にフォーカスした内容に改訂することを最終的な目的とした。今年度は改正された関連法や第4次専利法改正草案の意見募集稿などの解析、2014年12月に設立された北京、上海、広州の知識産権法院関連の情報の反映、実用新案の訴訟に関する新しい章の追加などを行った。本資料（第2版）は2018年度に完成する予定である。

#### (3) 第3小委員会の活動：

テーマ1：中国政府の専利出願戦略：量から質への転換に関する調査（6名）

近年、中国の専利出願件数が中国政府の出願促進政策により急増している。一方、これらの促進政策の推進に伴い質の低い出願が助長されているといった新しい課題が浮上し、専利出願の量から質への転換が求められている。このような背景に基づき、中国政府は、一連の法制度・政策の整備を行い、国策として知的財産権の質を高め、量の重視から質の重視へと転換することを明確に示した。

そこで中国専利出願の現状と課題を概観し、中国政府の量から質に転換させる知財戦略・政策及びその知財強国建設目標の実現への影響を研究し、論説を作成した。2017年6月に知財管理誌へ投稿予定である。

テーマ2：中国における国策と企業の出願・権利化戦略の調査研究（7名）

過去中国では、自主创新（2006年～）、走出去（2009年～）、量から質へ（2013年～）等の国策が実施されてきた。これらの国策を利用し成長する企業の戦略について、特許・実用新案情報から推知する。

具体的には国策の実施前後における出願や権利化の動向を調査・分析し、国策と知財戦略の関係を解析する。複数の業界（技術分野）を取り上げ、中国ローカル企業と日系企業との比較研究の結果を発信する。2017年5月にCD-ROMによる別冊資料へ投稿する予定である。

### 3. 3 その他

#### (1) 意見発信

中韓台の特許法関連法令改正に関し検討し、アジア戦略プロジェクト経由で以下の意見発信を行った。

・中国「専利審査指南修改草案（意見募集稿）」

#### (2) 外部との交流

・2016年9月6日に台湾智慧財産法院裁判官とアジア戦略PJの意見交換において委員2名を参加させ、裁判書類の品質、過失の推定、間接侵害などについて意見交換を行った。

・2017年3月3日に日本特許庁審査第一部と中国における中国企業の出願動向に関して



紹介し、意見交換を行った。

- ・上記以外に、各小委員会にてテーマに合わせて適宜特許事務所と意見交換を実施した。

(2017年3月31日)

## 9. 国際第4委員会

### 1. 委員会の構成及び運営

本年度の委員会活動は、委員長、委員長代理1名、副委員長5名、及び委員16名の計23名で活動を行った。

### 2. 委員会の運営

3つの小委員会を編成し、原則として、毎月、定例会議を開催し、全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は担当の委員長代理及び副委員長を小委員長として、上記の定例会議の他に臨時の小委員会を開催しつつ、各小委員会担当のテーマの検討を行った。

また、政策プロジェクトの中でアジア戦略プロジェクト、JIPAシンポジウムプロジェクトへの対応も行っており、委員会の枠を越えて活動を行った。

### 3. 委員会の活動概要

#### 3.1 本年度の活動方針

本年度は担当地域の中から、インド、及び、タイ・インドネシア・ベトナムを中心とするASEAN諸国に関するテーマを中心に調査・検討を行った。

#### 3.2 各小委員会の活動

##### (1) 第1小委員会

本年度、第1小委員会は2つのテーマに分かれて活動した。

テーマ1：インド実施報告書記載様式に関する調査・研究（3名）

インド特許法では、特許権者およびライセンサーに対して特許に関するインドでの実施状況を開示する実施報告書の提出を義務付けている。しかしながら、実施報告書の記載内容は、詳細かつ企業等の内部情報に関するものであることに加え、近年Web上での閲覧が可能となっており、本制度は、特許権者にとって負担

となっている。

そこで当小委員会実施報告書調査班では、インド特許庁の実施報告書検索システムを通じ、国内外の電気、輸送機械、製薬の3分野における企業の記載内容を調査・検討した。本テーマについては2016年度の完了テーマとし、調査・検討結果をまとめ、2017年4月に知財管理誌に論説を投稿予定である。

テーマ2：インド特許訴訟の実態に関する調査・研究（7名）

インド市場に進出する企業にとってインド知財戦略をどのように構築するかは重要なテーマである。知財戦略の一環としてインドに特許出願を行う場合においても、インドでの特許訴訟が戦略的に有用であるかは、知財担当者にとって関心が高い。

そこで当小委員会判例調査班では、インド特許訴訟の実態を把握するために、デリー高等裁判所とムンバイ高等裁判所の事件データベースから、近年の特許訴訟の事件データを調査し、他の情報（特許情報、Web情報）と合わせて分析を行った。本テーマについては2016年度の完了テーマとし、分析結果をまとめ、2017年3月に知財管理誌に論説を投稿した。

##### (2) 第2小委員会

テーマ：ASEAN・インド等現地で創出される発明の取扱い・ノウハウ管理上の留意点（6名）

インド、ASEAN諸国は近年目覚ましい経済発展を遂げており、各企業の活動拠点として注目を浴びている。一方、現地で発明が創出された場合を想定した知的財産規程類が未整備である企業も多い。また、これらの国々では、関連法規が適時改正ないし変更されることがある。

そこで当小委員会では、法律事務所へのヒアリングを中心にして調査・検討し、企業にとって指針となるべき視点をまとめた。本テーマについては2016年度の完了テーマとし、2017年3月に知財管理誌に論説を投稿した。

##### (3) 第3小委員会

テーマ：インドネシア、タイ、ベトナムの現

地法律事務所の活用上の留意点（6名）

ASEAN諸国は近年目覚ましい経済発展を遂げ、日本企業にとって重要なマーケットの1つとして注目を浴びている。それに伴い、日本企業による特許・小特許・意匠・商標の出願も増えつつあり、日本国内の代理人のみならず、現地の法律事務所を上手く使って質の高い権利を取得していくことが求められている。その一方、現地法律事務所の有効な活用方法、評価方法は確立されているとは言い難い。

そこで当小委員会では、特許法により現地語での特許出願が義務付けられているインドネシア、タイ、ベトナムの3ヶ国に焦点を絞り、国際委員会参加企業へのアンケートや出願書類の翻訳チェックを実施し、2016年12月にはインドネシア、タイ、ベトナムに調査団を派遣した。これらの結果から、現地法律事務所による特許明細書の現地語への翻訳体制や翻訳品質の現状を調査・分析し、品質の良い翻訳を担保するための留意点を取りまとめた。本テーマについては2016年度の完了テーマとし、2017年4月に知財管理誌に論説を投稿予定である。

### 3. 3 意見発信

委員会では、担当範囲の知的財産制度改善に向けて、政策プロジェクトと連携し、又は、担当範囲内の国に対し、意見発信を行った。具体的には、アジア戦略プロジェクト（2名派遣）、JIPAシンポジウムプロジェクト（1名派遣）へ委員を派遣し、適時意見発信を行った。

また、タイ知的財産局副局长のJIPA来訪、マレーシア知的財産公社副長官のJIPA来訪、インド特許審査実践研修生との意見交換、インドの教授との意見交換時に委員を派遣し、情報交換を行った。

### 3. 4 講師派遣等

当委員会では、担当地域の専門家として、講師、専門家の派遣を行った。具体的には、AIPPIによる「中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究」（平成28年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業）に対

し1名を派遣した。

また、T3研修（企業若手知的財産要員育成研修）に講師を1名派遣した。

## 10. 医薬・バイオテクノロジー委員会

### 1. 委員会の構成および運営

平成28年度のバイオテクノロジー委員会は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長4名、第1小委員7名、第2小委員6名及び第3小委員2名の21名で構成された。

国内外の特許庁等のパブコメ等緊急の問い合わせに関しては、正副委員長を中心に検討して対応した。

### 2. 活動の概要

#### (1) 前年度の繰越

前年度の繰越として、下記論文を知財管理誌に投稿・掲載した。

- ①「マーカッシュ形式で表現した医薬品物質発明のコスト面から見た出願・権利化戦略の研究」知財管理2016年7号掲載。
- ②「ライフサイエンス分野における明細書の開示要件に関する多極間比較研究」知財管理2016年9号掲載。

#### (2) 特許庁等との意見交換会

- ①特許庁国際政策課とWIPOにおける遺伝資源に関する議論に関する意見交換（5月10日）。
- ②特許庁国際政策課との第24回WIPO-SCPに関する意見交換会（6月17日）。
- ③審査基準室・品質監理室との定期意見交換会に参加した（10月7日）。
- ④特許庁国際政策課との第25回WIPO-SCPに関する意見交換会（12月2日）。
- ⑤審査基準室との意見交換会を実施し、委員会の活動報告と再生医療分野における特許の課題について意見交換を実施した（12月22日）。
- ⑥審査基準室・品質監理室との定期意見交換会に参加した（3月1日）。

#### (3) 意見要望書等の提出

- ①米国101条特許適格性ガイダンス事例追加に対する意見提出（7月12日、ソフトウェア委員会と合同）。

②新WIPO標準ST.26に対する意見提出（11月29日）。

#### (4) 外部団体との意見交換会

①AMEDとの意見交換会を開催。再生医療分野における特許の課題に関する研究テーマについて、意見交換した（7月20日）。

②日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会との意見交換会を開催。先方から「医薬の併用療法に係る発明について」、「バイオベンチャー企業の知財戦略と資金獲得について」及び「米国特許法第101条のバイオ医薬系分野における最新トピックス」について、当委員会から「ライフサイエンス分野における明細書の開示要件に関する多極間審査・審判比較研究」及び「最新医療関連発明（再生医療関連発明）に関する知財戦略の検討（審査の現状確認を含む）」について説明しその後、意見交換した（11月25日）。

#### (5) 委員派遣等

①H27年度審判実務者研究会に寺内委員を派遣。

②第30回WIPO-IGCへ宮武委員をオブザーバー派遣（スイス，ジュネーブ：5月30～6月3日）。

③第24回WIPO-SCPへ新保委員長と森田委員長代理をオブザーバー派遣（スイス，ジュネーブ：6月27～7月31日）。知財管理2016年10号掲載。

④第25回WIPO-SCPへ新保委員長をオブザーバー派遣（スイス，ジュネーブ：12月12～12月15日）。知財管理2017年3号掲載。

⑤2016年度JIPAシンポジウムに委員派遣。

⑥アジア戦略PJインド訪問団に寺内委員を派遣（2月5日～2月9日）。

#### (6) 会誌委員会投稿

①知的財産Q & A（No.177）：「特許存続期間が延長された特許権の効力について」知財管理2016年8号掲載。

#### (7) 東西部会発表

①「生物多様性条約に関する会員アンケート結果報告」について、4月度東西部会にて発表。

②「ライフサイエンス分野における明細書の開

示要件に関する多極間審査・審判比較研究」について、11月度東西部会にて発表。

③「マーカッシュ形式物質クレームに特徴のあるライフサイエンス分野におけるコスト面から見た出願・権利化戦略の研究」について、12月度東西部会にて発表。

#### (8) 委員会活動

##### 【第1小委員会】

「最新医療関連発明（再生医療）に関する知財戦略の検討（審査の現状確認を含む）」

開発中の再生医療等製品に関する再生医療技術発明について、特許戦略分析と三極審査比較検討を行った。

特許戦略分析に関しては、従来医薬品に比べて、細胞・製法の特許が多く、出願国も限定的で、日米欧、中韓オーストラリア等、再生医療等製品が開発・販売されている国に多く出願されていることが判明した。

三極審査比較検討に関しては、再生医療関連発明が現在の法制度・審査基準で適正に保護できているかを分析し、制度の課題を抽出した。特許存続期間延長登録の対象となる特許発明の種類や、由来で特定された細胞やプロダクト・バイ・プロセス形式の細胞の新規性・進歩性判断などにおいて課題が見つかった。

本テーマに関しては、特許庁審査基準室や日本弁理士会・ライフサイエンス委員会との意見交換会でも情報をシェアして、課題を議論した。

知財管理に2017年春投稿予定。

##### 【第2小委員会】

「医薬・バイオテクノロジー分野におけるライセンス契約の特徴と課題」

医薬・バイオテクノロジー分野のライセンス契約における対象技術ごとの契約書各条項の特徴と課題を以下の切り口で分析すると共に、最新医療技術（再生医療）に求められるライセンス契約の課題・特徴について検討した。

・ 医薬分野vs.電気機器分野

・ 低分子化合物vs.抗体vs.再生医療vs.汎用技術

本テーマでは、札幌医大、大阪大学、iPSア

カデミアジャパン、関西TLO、芝蘭会（京都大学「医学領域」産官学連携推進機構）などのアカデミアからライセンスの現状や要望などをヒアリングすると共に、再生医療研究を行っているいくつかの企業からもヒアリングを行った。再生医療の場合、低分子化合物と異なり、多くの発明が関連することが想定され、ライセンスが必要となる特許の数も多くなることが予想された。

知財管理に2017年春投稿予定。

### 【第3小委員会】

第30回WIPO-SCPに参加し、名古屋議定書に基づく国内措置に関する海外の動向を情報収集した。

第24回及び第25回WIPO-SCPに参加し、新薬創出における特許制度の重要性を説明すると共に、Access to Medicineを促進するための日本製薬企業の取り組みを紹介した。

アジア戦略PJのインド訪問団に参加し、強制実施権発動の慎重運用、臨床データの適正な保護等について要望した。

特許庁審査基準室との意見交換会及び日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会との意見交換会を企画・実施した。

### 【ポスターセッション】

第16回JIPA知財シンポジウムにおいてポスターセッションに参加した。

## 11. ソフトウェア委員会

### 1. 構成及び運営

本年度の構成は、委員長1名、副委員長5名を含め33名であった。本年度は4つの小委員会の体制で活動した。

8月を除き毎月1回計11回の全体委員会、小委員会、正副委員会を開催した。また、各小委員会は活動の進捗に応じて、臨時の委員会を開催した。

### 2. 各小委員会の活動概要

#### 2.1 第1小委員会

第1小委員会は、例年「各国におけるソフトウェア知財保護」をテーマとして、ソフトウェ

ア関連特許に関して、特に日米欧等の審査基準や判例から、成立性（適格性）、進歩性、侵害訴訟事件等の事例の検討に取り組んでいる。今年度は、主に以下の2つの活動を行った。

#### (1) 日米最新ソフトウェア判例ピックアップ

ソフトウェア知財に関連する動向を判決から把握するべく、日米の最新ソフトウェア判例を毎月ピックアップし、争点の確認や判決における判断の考え方について議論した。

#### (2) ソフトウェア関連発明における各国特許適格性の調査・研究

2014年6月の米国最高裁Alice判決において特許適格性の判断に関する更新版の予備的審査ガイドラインを発行、パブリックコメントの募集に伴い、ソフトウェア分野の特許実務への影響を考慮し、判断基準を明確にすべき旨の意見を医薬バイオ委員会と共同で提出した。

今年度は、Alice判決以降の特許適格性について調査研究として以下の2つのアプローチで活動した。

#### ① Alice事件以降のソフトウェア関連について、特許適格性を判断したCAFC判決の調査・分析

Alice事件後、USPTO101条審査ガイドライン及び肯定的な判断をした最近のCAFC判決（Enfish, BASCOM, Amdocs, McRO, Trading Int'l等）を中心に調査・分析した。

#### ② 各国の審査状況及び審査基準・判決等の調査・分析

USPTOが直近に発行したサービス・ビジネス関連米国特許83件（日欧ファミリーを含む国際特許分類G06Q案件）を対象に調査を実施した。その結果、101条を受けた米国特許のうち、40%弱のEP出願は、non-technical aspectとする拒絶を受けている結果となった。

また、日米欧について、特許適格性を中心に各国の審査基準・判決を比較検討した。

さらに、検討結果を踏まえて、出願、中間対応時の対応策を考察した。

#### 2.2 第2小委員会

第2小委員会は、「ソフトウェアにおけるオ

オープン／クローズ戦略に関する調査・研究」をテーマとして、IoTの急速な拡大の中心に存在する巨大外国企業のビジネスにはどのような変化が起きているのかについてオープン／クローズ戦略の観点から調査・検討し、IoTの普及が企業知財部にもたらす影響について検討することを目的に活動した。主な内容は以下の通りである。

#### (1) IoT関連コンソーシアムの動向調査

IoTの成長分野といわれている自動車、スマートホーム、ヘルスケア分野におけるコンソーシアムの動向を調査した。

#### (2) IoT関連コンソーシアムの中心企業における事業の変化を整理

コンソーシアムの中心として活動している巨大企業がここ10年でIoTの普及に合わせてどのように事業を変化させているかについて検討した。

#### (3) (2) の結果と特許出願動向の関連を考察

(2) で調査対象とした巨大企業の特許出願の動向変化を整理し、事業の変化との対応からIoTの普及が特許出願にどのような影響をもたらすかを検討した。

#### (4) ソフトウェア委員会全体委員会で情報共有

以上の調査・検討結果に基づき、2016年度ソフトウェア委員向けに検討結果の紹介を行った。

### 2. 3 第3小委員会

第3小委員会は、「コンピュータ・ソフトウェアの標準化（オープンソース含め）に関する調査・研究」をテーマとして、IoTの普及を背景にしたOSSの役割・重要性について企業や標準化団体の事例を取り上げて調査し、OSSとの関係において特許等の知的財産権の扱い方について検討、整理することを目的に活動した。主な内容は以下の通りである。

#### (1) OSSの基礎知識の整理

OSSの定義、OSSの開発手法、OSSの発展と歴史について調査、整理した。

#### (2) IoTの普及を推進する標準化の手法としてのOSSの利用実態を調査

スマートホーム市場（AllJoynやIoTivity等）

やスマートカー市場（Tizen等）の普及を推進するOSSプロジェクトの動向、OSSライセンスやIPRポリシーを調査した。

#### (3) 代表的なOSSプロジェクト(LinuxやAndroid, WebM等)の事例調査、分析

以下の3項目を調査、分析した。

- ・誕生から普及・拡大に至る歴史、市場における競合への影響と特許侵害訴訟の状況
- ・特許侵害訴訟リスクへの対策
- ・OSSプロジェクトの推進企業／利用企業のOSSに関する特許出願動向

#### (4) 知財管理誌投稿論文の作成

以上の調査・検討結果に基づき、『オープンソースソフトウェアと特許に関する調査・研究』と題した論文を作成して知財管理誌に投稿する（2017年4月末日初稿入稿予定、掲載月未定）。

### 2. 4 第4小委員会

第4小委員会は、IoT分野における代表的米国企業のビジネスモデルと特許に関する調査・研究を行った。分析対象とした企業は、以下のとおりである。

分野	企業
航空	GE Aviation
ホーム	Nest Labs
ヘルスケア	Fitbit
自動車保険	Progressive
交通	Uber

また、各社の知財戦略や傾向を分析するために、これらの企業が出願・保有する特許を次の3つに分類し、出願動向や訴訟状況を確認した。

分類	定義
IoT特許	IoTサービスに即した、IoTサービスのための特許、または、IoTサービスに直接的に必要となる技術の特許
足回り特許	IoTサービスにも使用可能ではあるが、IoTサービスのみを前提としたものではない特許や、IoTサービスに間接的に貢献する技術の特許

	例. ユーザが容易にインストールを実施するための方法や、バッテリーを長時間もたせるための電源制御に関するものなど
IoTサービス以外	今回分析対象としたIoTサービスに関係しない特許

そして、分析結果に基づいて、今後本格的にIoTビジネスに参入する日本企業が、知財実務上どういった点に留意すべきかを考察した。『IoT分野における代表的米国企業のビジネスモデルと特許に関する調査・研究』と題して、知財管理誌に投稿した（2017年4月7日初稿入稿、掲載月未定）。

### 3. その他の活動状況

#### 3.1 委員派遣

##### (1) AIPPIコンピュータ・ソフトウェア特許研究会

2010年度から継続してAIPPIソフトウェア特許研究会に委員派遣をしている。研究会の課題は、欧米を中心としてソフトウェア関連発明に関する審査基準、判例等の研究が中心であり、課題毎に派遣委員を募集する形態としている。全体委員会にて派遣委員による報告により情報共有を行った。

##### (2) 平成28年度審査応用能力研修2

特許庁審査官向けの研修の「討論1・2」へ副委員長、委員を5名派遣した。企業側の参加者として特許庁審査官と討論を行った。全体委員会にて派遣委員による報告により情報共有を行った。

##### (3) 平成28年度審判実務者研究会

同研究会は、産業界、弁理士、弁護士、審判官の立場の異なる実務関係者が一堂に会し、審決・判決についての研究を行うものであり、委員を1名派遣した。全体委員会にて派遣委員による報告により情報共有を行った。

##### (4) JIPAシンポジウム

JIPAシンポジウム実行委員会に委員1名を派遣した。また、JIPAシンポジウムポスターセッションに参加した。同セッションでは、各小委員会の研究テーマについての質疑応答を行

った。

##### (5) 知的財産研究所の産業財産権制度問題調査研究

同研究に参加し、「ネットワーク間連発明における国境を跨いで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究」を行った。全体委員会にて検討結果を適宜報告して情報共有を行った。

### 3.2 意見書提出等

- (1) USPTOによる特許適格性に関する審査基準パブコメ募集について、医薬バイオ委員会と連携して意見書を提出した。
- (2) SIPOによる専利審査指南改正案に関するパブコメ募集について、アジア戦略PJと連携して意見書を提出した。
- (3) 第10回審査基準専門委員会WGについてのIoT技術領域の利用に関連する発明の審査基準に追加される事例について検討し、特許第1委員会、特許第2委員会と連携してJIPAの意見を検討した。
- (4) 第11回審査基準専門委員会WGについてのAI技術領域の分析、学習に関する発明の審査に関し、審査基準に追加される事例について検討し、特許第1委員会、特許第2委員会と連携してJIPAの意見を検討した。
- (5) 特許庁の審査基準室、品質管理室との意見交換会（特許第1委員会主催）に参加した。
- (6) 日本弁護士会、大阪地裁、東京地裁、知財高裁との意見交換会にオブザーバー参加した。
- (7) 著作権委員会との合同委員会を実施し、両委員会の活動成果の紹介、意見交換を行った。
- (8) 日本弁理士会特許委員会ソフトウェア部会との合同委員会を実施し、両委員会の活動成果の紹介、意見交換を行った。

## 12. 著作権委員会

### I. 委員会の構成及び運営

本年度は委員長1名、副委員長6名、委員25名、合計31名の構成であった。

8月を除き、毎月1回、合計11回の全体委員会を開催した（うち、1回は合宿）。全体委員会では、全体での活動のほか、イノベーションチーム、社内教育チーム、コンテンツチームの合計3つのチームを組織し、チーム別に活動を行った。また、各チームの活動スケジュールに合わせて、全体委員会とは別に、自主的なチーム活動を適宜行った。

## II. 委員会の活動

### 1. 著作権政策・立法動向等の把握、分析

#### (1) 著作権関連動向報告およびトピック紹介

著作権に関する政策・立法動向等をタイムリーに把握することを目的として、知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議会を傍聴し、議論の内容を全体委員会で報告するとともに、年間を通じた開催状況を一覧で把握できるように可視化して、委員会での情報共有および意見交換を行った。

また、国内外の最新の著作権やコンテンツビジネスにかかわるトピックを各月の担当委員が詳細に解説し、意見交換を行うことで、委員会内での理解の深度化を図った。

#### (2) 国内の各種パブリックコメントへの対応

次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、国内の著作権法制度に関する以下のパブリックコメント募集等に対応した。

2016年4月に、IT総合戦略本部が策定する「世界最先端IT国家創造宣言」の2016年版の改訂に向けた意見書を提出した。

2017年2月に、知的財産戦略本部が策定する「知的財産推進計画」の2017年版の改訂に向けて、「デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築」、「コンテンツの新規展開の推進」、「通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化」について、マネジメント委員会とも連携のうえ、意見書を提出した。

2017年3月に、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、意見書を提出した。

#### (3) 海外の法改正への対応

海外の法改正に関する以下のパブリックコメント募集等に対応した。

2016年5月に、アジア戦略プロジェクトと連携して、台湾著作権法改正案第4稿および同法TPP対応改正について意見を提出した。

2017年3月に、フェアトレード委員会、商標委員会、意匠委員会、ライセンス委員会と連携して、中国反不正競争法改正草案に意見書を提出した。

### 2. チーム別活動

昨年度までの著作権委員会は、小委員会制を採用せず、著作権法改正法の解説記事の執筆等の対応のために全体委員会とは別の活動体が必要になった場合は、適宜、ワーキンググループを設置する等してアドホックに対応してきた。本年度は、予めイノベーションチーム、社内教育チーム、コンテンツチームの合計3つのチームを組織し、各委員には希望のチームに所属してもらい、年間を通じてチーム別活動を行った。各チームの活動概要および活動成果は以下のとおりである。

#### (1) イノベーションチーム

##### ① 自動生成技術と著作権法に関する調査研究

デジタル・ネットワーク技術と著作権法に関する中期スパンの調査研究の一環として、人工知能（AI）と著作権法との関係に関する調査研究を開始した。まず、AI技術の現状や将来性等に関する実態調査として、NTTデータ、日本IBM、ソフトバンク各社を訪問し、AI技術者による講演、意見交換を行った。また、知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会」の審議状況も踏まえ、AIを用いた実在のビジネス事例をベースに、AI創作物ができるまでの各工程における著作権問題、法的保護の必要性、商流におけるステークホルダーそれぞれの立場での権利確保のための主張ポイント等を検討した。

##### ② 海外における著作権リフォームに関する調査研究

2014年度から継続している海外における著作権リフォーム研究の一環として、「米国商務省

ホワイトペーパー」(2016年1月)および「EU著作権現代化法案」(2016年9月)を調査した。

①, ②いずれも, 調査研究結果を2017年度に知財管理誌に投稿予定である。

## (2) 社内教育チーム

### ①研修テキストの改訂

著作権委員会から講師を派遣しているJIPA研修Aコース内の講座「著作権法」の研修テキストについて, 作成時から数年が経過しており, また受講者に法務知財未経験者も多いことから, チームメンバーの所属企業における社員向けの研修内容や進め方等を参考にしながら, 全般にわたり検討と議論を重ね, 全面改訂を行った。なお, 改訂後の研修テキストは, 2017年度版JIPA研修Aコースから使用する予定である。

### ②「著作権に関する社内教育アンケート」の分析

2015年度から2016年度にかけて, 著作権委員会及びソフトウェア委員会の一部会員向けに実施した「著作権に関する社内教育アンケート」の結果を集計し, 各社の教育の実態と工夫点, 問題点を抽出し, 社内教育における「あるべき姿」等を研究した。当該結果と研究成果については, 2017年度の知財管理誌に投稿予定である。

### ③社内教育・研修事例紹介

全体委員会にて, 5月にヤマハ, 7月にKDDI, 12月に東芝ソリューションの3社に, 各社の社内教育・研修事例を紹介してもらい, 委員会全体で意見交換を行った。

## (3) コンテンツチーム

コンテンツチームは, スタート時に委員に活動テーマアンケートを行い, 今年度は「キャラクター」と「UGC・二次創作」について調査研究を行うこととした。

### ①「キャラクター」についての調査研究

まず, キャラクターに関する判例や事件を研究し, 委員各社の運用面での悩みを共有し対応策を検討した。先行事例研究として(株)ポケモン法務部マネジャー瀧澤氏のご講演, ソフトウェア委員会合同での(株)ユー・エス・ジェイ次長北口氏のご講演, 専門家として東京理科大学大

学院知的財産戦略専攻の草間文彦教授から「キャラクターライセンス」のご講演を聴講した。これら活動の成果を, 「プロモーション用キャラクター制作時のポイント」と「キャラクターのライセンス契約における検討のポイント」としてまとめ委員会全体で共有した。なお, 当該調査研究結果は2017年度に知財管理誌に投稿予定である。

### ②「UGC・二次創作」についての調査研究

UGCプラットフォームのスキームを研究するため, (株)ダウンゴ企画開発本部部長伴氏, 部長佐藤氏より「ニコニコ動画の取り組み」に関してご講演をいただき, 意見交換を行った。なお, 本テーマは来期も継続テーマとする方向で検討予定である。

## 3. ソフトウェア委員会との連携

ソフトウェア委員会との合同委員会を2017年1月に開催した。

合同委員会では, 両委員会の今年度の運営体制と全体活動, 各チーム別活動の概要等について共有を行うとともに, 2015年度に著作権委員会がソフトウェア委員会にもご協力いただいて実施した「著作権に関する社内教育アンケート調査」の概要報告を行った。

また, (株)ユー・エス・ジェイ法務部次長北口圭介氏を講師に招き, ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのライセンス契約の概要と特徴, ライセンス交渉のポイント, ライセンス運用時のポイント, ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの知的財産権等について, 実例を交えながらご講演をいただき, その後, 質疑応答・意見交換を行った。

## 4. JIPAの活動への対応

(1) JIPA研修Aコース内の講座「著作権法」に講師を派遣し, 各回3時間の講義を行った(関東2回, 関西2回, 東海1回, 合計5回)。

(2) JIPAシンポジウム実行委員会に委員1名を派遣した。また, 2017年1月31日に開催された第16回JIPA知財シンポジウムのポスターセッションに出展し, 2016年度の著作権委員会の活動概要等について説明する



ポスターを展示するとともに、参加者と意見交換・質疑応答を行った。

### 13. マネジメント第1委員会

#### 1. 委員会の構成と運営

マネジメント第1委員会は委員総勢41名で組織し、委員長を除いた40名で3つの小委員会を構成し、調査研究を行った。各小委員会は原則として1カ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1ヶ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメント第2委員会と合同で中間の全体会合を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表し、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また、3月には、マネジメント第2委員会と合同でまとめの全体会合を開催し、1年間の研究成果を報告し、委員会内で共有した。

第1小委員会は、永井小委員長および菅野小委員長補佐と12名の委員で「グローバルな営業秘密管理の研究」のテーマについて調査・研究を行った。

近年のビジネスの急速なグローバル化に伴い、海外拠点における営業秘密の保護の重要性が注目されている。グローバル環境において、どのようにして秘密情報を守るのか、課題を抽出し、実効性のある施策を提言することを目標に1年間活動を行った。

第2小委員会は、水戸小委員長および江坂小委員長補佐と10名の委員で「職務発明制度の見直しにおける留意点」をテーマとして調査・研究を行った。

特許法35条改正を受けて社内制度の見直しを行うにあたり、留意すべき点について調査・まとめるとともに、法改正後の企業の動向を調査した。その結果、従来の訴訟リスク低減に重きを置いた社内制度から、自社の事業特性に沿った発明インセンティブを付与すること、職務発明対応の社内稼働の適性化、をも考慮したバランスのある社内制度の実現していく動きが見ら

れた。上記取組みをしている企業へのヒアリングから、各社の課題とその背景を掘り下げ、社内制度を策定・改定する際の考え方、取組み方をまとめた。

第3小委員会は、中山小委員長および宮本小委員長補佐と12名の委員で「権利活用と直結した知財管理」をテーマとして調査・研究を行った。本小委員会では、代表的な権利活用の形態と各活用形態に必要な情報を分類整理し、実行したい権利活用に「必要な情報が、必要なときに取り出せる」情報の管理の課題とその解決手段について企業アンケートやヒアリングを通じて検討し、まとめた。

#### 2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

##### 2.1 第1小委員会

(1) テーマ名 「グローバルな営業秘密管理の研究」

(2) テーマの背景

ビジネスのグローバル化に伴い、国内で秘密管理していた情報を、海外拠点に出すケースが増加している。当小委員会では、海外拠点における秘密情報流出対策に着目し、拠点の設立から撤退までを俯瞰することで秘密情報の流出が発生しうる場面を明らかにしたうえで、それらに対して取りうる対策を検討した。

(3) 活動内容

4月～7月は、関連文献の調査と、本テーマに関する取り組み方針の設定を行った。ここで確認された方針に沿って、8月～11月には、グローバル環境の特徴について検討、「グローバル秘密管理マトリクス」の提案、それをを用いて、情報流出が起りうるケース及びその対策の抽出を行った。12月、1月には、弁護士へのインタビューを通し本アプローチの妥当性を確認し、「グローバル秘密管理マトリクス」のブラッシュアップを行い、1年間の検討結果を論説として執筆した。

(4) 活動報告

グローバル環境での特殊性を、国内における情報管理との違いの観点で検討することで、海外においては、事業の「設立」、「運用」、「撤退」

のフェーズが存在し、それぞれ秘密情報管理の注意点が異なるため、これら『時間軸』の観点が必要であることが見えてきた。

さらに、近年日本企業は様々な形で海外に進出している実態を勘案すると、拠点の種類により取り扱う情報が異なるため、『拠点種別軸』に関する検討も必要であることも明らかとなり、『拠点種別軸』として日本企業の主だった活動である、「生産」、「研究」、「販売」を挙げることにした。

これらを踏まえ、『時間軸』および『拠点種別軸』の2軸からなる『グローバル秘密管理マトリクス』を提案し、本マトリクスにおけるそれぞれ象限における営業秘密管理のポイントに関する検討を行った。検討結果の概要は以下の通りである。

①生産拠点…設立段階の設備導入・移転の際に、大量の営業秘密の移転が一気に発生する特徴がある。設立段階の対策が最重要であり、設立段階から撤退の可能性も意識して対策を取ることが望ましい。また、設備に化体した営業秘密の保護に特に注力する必要がある。各フェーズにおける特徴的な対策は次の通り。

- ・ 設立段階：重要設備の移転禁止またはブラックボックス化、信頼性の高い協力会社の選定
- ・ 運用段階：定期的な監査による、設備改造有無・現地協力会社における情報管理のチェック
- ・ 撤退段階：重要設備の廃棄・回収、協力会社における電子情報の廃棄

②研究拠点…設立段階に一定量の営業秘密の移転が発生した後、運用段階に新たな営業秘密が徐々に蓄積される特徴がある。設立段階の体制構築のほか、運用段階の体制維持・改善が重要である。これらの前段階から撤退の可能性も意識した対策を取ることが望ましい。また、人に化体した営業秘密の保護に特に注力する必要がある。各フェーズにおける特徴的な対策は次の通り。

- ・ 設立段階：情報管理責任組織と情報管理ポリシーの明確化、知的財産の帰属の明確化
- ・ 運用段階：社外との情報交換促進と情報流出防止の両立、監査による体制の維持・改善
- ・ 撤退段階：研究者を対象とする監視、情報管理ルールへの運用

③販売拠点…拠点の役割にバリエーションがあるため、役割に応じた営業秘密管理を検討する。生産拠点、研究拠点と同じく、設立段階、運用段階から撤退時を意識した対策を取ることが望ましい。各フェーズにおける特徴的な対策は次の通り。

- ・ 設立段階：拠点が担う役割の明確化、役割に応じたルール化・早期教育の実施
- ・ 運用段階：役割に応じたミニマムな情報共有、役割の変化に応じたルールの再設定
- ・ 撤退段階：撤退後の情報不正使用を防止するための契約締結

## 2. 2 第2小委員会

(1) テーマ名 「職務発明制度の見直しにおける留意点」

(2) テーマの背景

特許法35条の改正を受けて、各企業では社内の職務発明制度の見直しが行われている。そこで以下の2点を目的として活動した。(1) 見直しを検討している企業の一助となるよう、参考となる情報を収集・分析し留意すべきポイントについて分かり易くまとめる、(2) 企業へのアンケート、ヒアリングにより、16年および今回の改正を経て企業における職務発明への対応の動向を調査することでその背景をさぐり、考え方、取組み方を提言としてまとめる。

(3) 活動内容

4月は、本テーマの関連文献の調査を行うとともに委員間の課題認識の共有、年間を通じた検討の進め方について議論した。5月～6月は、委員各社の動向および課題などを共有し、研究方向性を検討した。7月～9月は、マネジメント委員会企業へのアンケート内容の検討を行うとともに、人材育成委員会（9月にアンケート

実施)との調整を行った。10月～12月は、人材育成委員会アンケート集計結果の分析、マネジメント委員会へのアンケートの実施、その結果からヒアリングにより深掘すべき項目の検討と具体的なヒアリング内容の検討を行った。1月はヒアリングを行い、2月～3月には、検討のまとめと論説の執筆活動を実施した。

#### (4) 活動報告

社内職務発明制度の見直しにあたって必要な実務上の留意点については、すでに多くの文献が発表されているので、それらについては留意点と文献を収集整理し両者の対応を簡単にまとめる程度とした。企業の動向および職務発明への考え方については、人材育成委員会によるアンケート結果の小委員会での分析、マネジメント委員会内部へのアンケート結果を分析した。両アンケート結果から、特に報奨制度を改定した企業を複数社選びヒアリングを行った。これらにより、従来は訴訟リスクの低減を重視した社内制度であったものが、発明者へのインセンティブ向上と報奨業務の稼働適性化にも考慮したバランスのとれた社内制度へ改良していく流れが見えた。

さらに、ヒアリングにより、社内制度改定の背景などについて事業の特性や既存の社内制度の課題などを深掘りするとともに、課題を解決する考え方、方法を分析して整理した。社内制度の改定にあたっては、①自社の事業特性を基にインセンティブを与えたい時期や人(発明創出/出願/登録等、発明者/チーム等)等を明確にポリシーとして定め、実現できていない現在の社内制度上のギャップを課題として明確に意識してこれを解決するとともに、②個々の発明者への実質的な影響を考えた上で、発明者にとって納得感のある(実質的に同じかより期待が持てる)制度設計を行うことが重要であることが明らかになった。これら知財部門が社内制度を検討するにあたっての考え方、取り組むべきこと等を提言としてまとめ、論説として投稿の予定である。

## 2.3 第3小委員会

(1) テーマ名 「権利活用と直結した知財管理」

(2) テーマの背景

近年、各企業では、経営層から、保有権利を活用して事業や経営に資することが、より一層求められている。権利活用には、「権利活用に必要な情報を、必要な人が、必要なときに」取り出せるように収集・管理されていることが望ましい。しかし、多数の知財権を保有する企業は、実運用面の困難さのために実効ある情報収集・管理ができていない場合があり、活用活性化に結びついていないと考えられる。本テーマは、権利活用志向の高まりやICTの進歩なども考慮して、情報収集・管理を含む知財管理のあり方について提言することを目的とした。

(3) 活動内容

4月～5月は、本テーマの関連文献の調査を行うとともに、小委員会メンバー会社のテーマに関する活動を紹介しあい、重要な関連用語の定義について討議することで、テーマの捉え方の共有化を実施した。6月には、小委員会内でテーマに関するアンケートを実施し、9月までの間、アンケート結果を分析して現状の課題を整理し、あるべき姿への道筋を検討して仮説を立てた。10月～12月には、仮説を検証し、具体的な提言の材料を得るためにマネジメント委員会全体にアンケートを実施し、回答結果を分析するとともに、工夫の見られる企業にヒアリングを実施した。1月～3月は、アンケートの分析結果、ヒアリング結果から会員企業に向けた提言を検討しまとめると共に、知財管理誌原稿の執筆活動を実施した。

(4) 活動報告

「権利活用」は、業界や企業のポジションによって様々な形があり、具体的な活用形態によって必要な情報や管理の手法は異なるはずである。本小委員会では、まず、小委員会内のアンケートから、活用形態を(A)「守り」・(B)「攻め」・(C)「資産性」の各視点でそれぞれ3種類、計9種類に整理し、これらの活用形態に必要な

情報として10種類を挙げた。この9形態×10情報を前提に、アンケートにより実態の把握と課題の抽出を行うとともに企業を選定して具体的な工夫点をヒアリングした。これらの調査から、あるべき姿である「必要な情報が必要なときに取り出せること」は、「必要な情報が揃っていること」と「必要な時に取り出せるように管理されていること」に分けられ、前者については、情報の入手や維持管理を担保するために、社内の体制づくりや定例イベントの活用が効果的であることが分かった。後者については、情報の一元管理が理想的とも考えられるが、管理する情報の量やリソースといった個別企業の実情に応じて、分散管理されたデータベースをリンクすることでも実行可能であり、その際には情報のフォーマットの統一や紐付けルールの統一、運用ルールの明確化を行うことでより効果が高くなることが分かった。

## 14. マネジメント第2委員会

### 1. 委員会の構成と運営

マネジメント第2委員会は委員総勢37名で組織し、委員長を除いた36名で3つの小委員会を構成し、調査研究を行った。各小委員会は原則として1カ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1ヶ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメント第1委員会と合同で中間の全体会合を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表、パネル展示を実施し、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また、3月には、マネジメント第1委員会と合同でまとめの全体会合を開催し、1年間の研究成果を報告し、委員会内で共有した。

第1小委員会は、奥田小委員長および岡本小委員長補佐と10名の委員で「IoT、AI、BDによる変化が知財制度と知財活動に与える影響について」のテーマで調査・研究を行った。

近年のIoT (Internet of Things), AI (人工知能), BD (ビッグデータ) 関連技術の進化

が社会・経済に大きな価値をもたらすことが予想されている。そこで、本小委員会では、今後発生する新たな価値の源泉とその保護制度に着目し、1年間活動を行った。

第2小委員会は、佐々木小委員長および岡小委員長補佐と10名の委員で「これからの知財人材のあり方と育成に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。当小委員会では、まず、「これからの知財人材のあり方」を知財部門のビジネスモデルから導き、経営層や事業部門などに対して、5つの新たなサービスが提供できる知財人材であるべきとの結論を出した。次に、新たなサービスを提供するにあたっての5つの力と、その力を磨くための人材育成方法について、有識者や企業のヒアリングからヒントを得て検討を行った。

第3小委員会は、伊田小委員長および三浦小委員長補佐と10名の委員で「グローバル拠点を踏まえた知財予算のあり方」をテーマとして調査・研究を行った。当小委員会では、グローバル開発拠点における知財マネジメントの実態を類型化し、各類型における予算、知財権に対する権限の特徴を分析することで、今後の事業状況の変化に際し、参考となる知財マネジメントの検討を行った。

### 2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

#### 2.1 第1小委員会

(1) テーマ名 「IoT、AI、BDによる変化が知財制度と知財活動に与える影響について」

(2) テーマの背景

IoT、AI、BDの活用によってもたらされる第4次産業革命は既存の社会システム、産業構造を一変させる可能性がある。これまでもICT分野の新技术は、知財制度、知財活動に大きな影響を及ぼしてきた。現在、政府・省庁主導で産業活性化や知財に関する議論が活発化しているが、事業者の立場から、IoT・BD・AI関連ビジネスの価値と知財を結び付ける議論は進んでいない。そこで、事業者の立場に立ち、ビジネスモデルの変化が知財制度、知財活動へ与える影響を調査すると共に、その対応についても検討

を進めた。

### (3) 活動内容

- ・ 4月～7月 IoT, AI, BD関連技術の把握, 研究すべき課題の設定
- ・ 8月～9月 IoT, AI, BD関連ビジネスの収集
- ・ 10月～11月 各ビジネスモデルにおける価値源泉の分析
- ・ 12月～1月 法的保護についての検討, 論説執筆
- ・ 2月～3月 ヒアリング, 提言のブラッシュアップ

### (4) 活動報告

まず, IoT, BD, AIを活用したシステム・サービスを選定し, 顧客価値とその源泉の分析を行った。20以上の事例を分析した結果, 価値源泉に共通点を見出した。それは, ①データの取り方, ②取得データ, ③データ加工, ④成功失敗データ, ⑤分析手法, ⑥分析結果, ⑦サービス化の7つである。いずれの事例も①～⑦の1つもしくは複数が顧客価値に貢献していた。また, ②～⑥の5つはサイバー空間上の価値源泉という特徴があった。

現行法での保護については主に, 特許権と不正競争防止法の適用可能性を検討した。上記, ②, ④, ⑥以外は理論的に特許権の取得が可能で事例も抽出できた。しかし, 侵害有無の確認が困難である特許も散見された。②, ④, ⑥に該当する価値の源泉, いわゆるデータを保護するのは, 不正競争防止法に頼ることしかできないのが現状である。今後, 保有データの活用機会や取引が拡大していくと, 秘密管理性と非公開性の維持により注意をはらわなければならないという結論に至った。

ヒアリングでは, 7つの価値源泉が妥当であるというコメントに加え, ノウハウとして維持すべき点とデータ流通促進の必要性の意見を得ることができた。

ここまでの研究と議論を総括し, 提言として, 自社が提供するサービスの価値と源泉の把握, 特許出願のメリット, デメリットの検討, 保有

データの認識と守る取り組み, の3つの留意事項を示した。

## 2.2 第2小委員会

(1) テーマ名 「これからの知財人材のあり方と育成に関する研究」

(2) テーマの背景

IoT, ビックデータ, 人工知能などを推進力とする第4次産業革命の進展は, 知財人材の業務射程を拡大すると同時に, 知財業務の効率化により, 知財人材が, 現在の知財業務以外の工数を増やせる可能性がある。これら背景のもと, これからの知財人材には, ビジネスに寄り添った対応や権利化以外への対応も求められてくるであろう。ビジネス環境や知財業務の変化に則して, 知財人材のあり方を具体化し, そのあるべき姿に近づくためには, どんな力を磨くべきか, またどんな育成を行うべきか, 有識者や企業のヒアリングからヒントを得て検討を行った。

(3) 活動内容

4月は, 本テーマの関連文献の調査を行うとともに, 小委員会メンバーの「これからの知財人材」に関する考え方の共有化を実施した。5月～7月は, 共有化した考えに基づき「知財人材のあり方」を5つの新たなサービスが提供できるようにあるべきと整理・具体化した。8月～10月は, 新たなサービスを提供するにあたっての5つの力と, その力を磨くための「知財人材の育成」について整理・具体化した。11月～1月は, これからの知財人材が提供すべき新たなサービスに対しての意見・評価を有識者にもらい, 同時に知財人材育成についても企業ヒアリングを実施した。2月～3月は, 有識者や企業ヒアリング結果をまとめるとともに, 原稿の執筆活動を実施した。

(4) 活動報告

検討初期段階にて, メンバーの意識合わせを行うために, ビジネス環境と知財活動の「これから」のキーワードを抽出し共有化を図った。そのキーワードを踏まえ, 知財部門のビジネスモデルをツール(ビジネスモデルキャンバス)を活用して整理し, 知財人材の「強み」を活か

して、どのような「顧客」に、どんな「価値提供」ができるようにあるべきかを検討した。その結果を、5つの新たなサービス（①トータルリスクヘッジ、②新規ビジネス創出支援、③コトづくり、④研究・開発テーマ提供、⑤社内外マッチング）に具体化し、さらに、新たなサービス提供に向けて磨くべき5つの力（①ビジネス起点の発想力、②+αのファシリテーション能力、③未来洞察力、④サービス視点の発想力、⑤顧客巻き込み力）と育成方法を検討した。新たなサービスの内容や育成方法については、有識者や企業にヒアリングを行い、評価や実践のヒントをもらい、検討に反映した。提言としては、これからの知財人材が、5つの新たなサービスに匹敵する「知財でビジネス強化」という価値を顧客に提供すべきであり、そのために5つの力を磨くべきとまとめた。

## 2.3 第3小委員会

(1) テーマ名「グローバル拠点を踏まえた知財予算のあり方」

(2) テーマの背景

現在、多くの企業において、ビジネスの拡大により事業がグローバル化しており、海外に開発拠点をもち、開発を分担しているケースが増えている。海外に開発拠点をもち、そこで生まれた知的財産への各種対応が必要となるが、開発拠点の組織形態に対応した知財予算の管理はどのようなものがあるだろうか。当小委員会では、グローバル拠点における知財予算の実態を類型化し、それぞれの類型における適切な予算のあり方（知財戦略／知財管理形態）について検討を行うこととした。なお、実質的には知財権利の帰属先が知財予算を負担していることが多いことから、知財権利の管轄実態を調査することにより検討を進めた。

(3) 活動内容

4月～6月は、本テーマの関連文献の調査を行うとともに、小委員会内企業における知財予算の管理実態について共有し、それら結果に基づき類型化を行った。7月～9月は、上記類型を検証するため、マネジメント第1、第2委員

会メンバー企業へのアンケートを実施した。10月～12月は、アンケートの結果を分析する中で、海外を含めたグローバル開発拠点について、本社が予算、権利に対して権限を持ちマネジメントする「集約型」、海外拠点が予算、権利をマネジメントする「分散型」や「集約型」、「分散型」を織り交ぜた「ハイブリッド型」の3類型に分類し、各類型における特徴的な企業についてヒアリングを行い、実態の深掘りと、課題の抽出を行った。その結果に基づき、1月～3月では、各類型で生じる課題と、今後の方向性について提言をまとめ、論説の執筆活動を実施した。

## (4) 活動報告

検討初期において、委員会メンバー各社の実態を共有した際に、企業規模に応じた戦略として「分散型」としている企業や、強いポリシーに基づき「集約型」としている企業など、戦略的にマネジメントしている企業がある一方で、「集約型」「分散型」の何れのマネジメントにも属さない企業の存在が見えてきた。アンケートの分析を進めた結果、「集約型」や「分散型」のどちらかに統一するのではなく、両者をうまく取り込んで、バランスよくマネジメントしている「ハイブリッド型」の存在、更には、現状は「集約型」もしくは「分散型」の形態を構築していながら、一部を「集約型」もしくは「分散型」（つまり「ハイブリッド型」）へ移行する意向を持っている企業があることも見えてきた。それら企業に対して、ヒアリングを行い深掘りした結果、「ハイブリッド型」の利点を見出すことができた。上記類型の得失を踏まえ、今後の事業状況の変化に際し、参考となる知財マネジメントの考え方を示した。

## 15. 情報システム委員会

### 1. 委員会の構成

25名で構成し、委員長1名、副委員長12名（委員長代理1名含む）、委員12名で活動を開始したが、年度途中での退任と交代により、10月時点で、全24名となり、委員長1名、副委員長11

名、委員12名で活動を行った。

2015年度に後述する新たなミッション③を加えたことと委員数が増えたことから、3つの小委員会体制となり、2016年度もこれを継続し、後述の①～③のミッションを、各小委員会に割り当て活動を行った。

## 2. 委員会の運営

### (1) 情報システム委員会活動

定例の全体会議は全11回開催し、理事会の連絡事項の伝達の他、小委員会やプロジェクトの進捗や成果物の情報共有を行い、委員相互の意見交換を図った。

また、正副委員長会を全12回開催した。原則として全体会議開催日の午前中に開催し、全体委員会、各小委員会、プロジェクト活動等の進め方を討議し、円滑に活動が進むように努めた。

### (3) プロジェクト活動

定期開催する小委員会に加え、対外的な活動に臨機応変に対応するために、グローバルドシエプロジェクトと特許庁最適化計画プロジェクトの2つのプロジェクトを設置し、両プロジェクト担当に専任の副委員長を配置した。

出願ソフトウェア連絡会への出席2回、グローバルドシエ関連の意見交換会2回、特許庁最適化計画関連の意見交換会1回、及び弁理士会特許制度運用協議委員会との意見交換会1回を行った。

### (4) JIPA研修講師派遣

C9Eコース4回への講師派遣を行った。

### (5) 成果物

ペーパーレスニュースの発行4回、論説投稿3本、及び部会発表6回を行った。

## 3. 活動概要

### 3.1 ミッション

2013年度に情報システム委員会の活動方向性を明確化するためにミッションを定義した。また、2015年度には事務業務の効率化を新たにミッションに加えた。

現在のミッションは、2015年度から引き続き「企業の知的財産活動を支えるため、①各国の特許庁や特許事務所を経る知財情報に関する調

査・研究、②企業内での知財情報の活用に関する調査・研究、及び③知財業務の効率化に関する調査・研究を情報システム視点で行い、企業内外の情報システムのあるべき姿に関する情報・提言を国内外の企業・特許庁・特許事務所に向けて発信する。」とした。

### 3.2 小委員会活動概要

#### (1) 第1小委員会

調査・研究のテーマは、「グローバルな知財情報の電子的流通とそれらのオープンデータを活用した管理システムについて」とした。(7名、全13回開催。)

2013年度から「グローバルな知財情報の効率的かつ正確・迅速なデータ処理方法」について調査・研究を行っている。主に各国特許庁から得られる電子情報の活用に関して調査・研究を行い、論説を発行すると共に、グローバルドシエタスクフォース(GDTF)会合においてユーザの視点から意見・要望等を提言してきた。2016年7月の特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)におけるワンポータルドシエ(OPD)への公衆アクセス開始に伴い、五大特許庁がそれぞれ提供しているグローバルドシエの比較を行い、部会において各国のグローバルドシエの特徴を報告した。

2016年度は、特許庁に対する手続きに関して問題点・課題の調査を行い、知財管理システムのデータ管理の観点から情報システムの活用による正確かつ効率的な業務の実現方法について研究を行った。また、調査した問題点・課題を情報共有するために、特許庁と意見交換会を開催し、情報システムの活用により手続きの不備を抑止できないかについて意見交換を行った。

#### (2) 第2小委員会

調査・研究テーマは、昨年度に引き続き「企業内情報システムについて～ビッグデータ解析を踏まえて～」とした。(8名、13回開催)

2015年度に、ビッグデータを扱う情報システムについてイノベーション創発とのつながりを調査・研究し、特に知財業務効率化の分野でビッグデータを利用可能なシステムが整備されつ

つあることが判った。

2016年度では引き続き、これら市販されているシステムについて、イノベーション創発へつなげるために知の創造の促進や資産価値評価といった思考の手助けや判断材料となるデータがどのように得られるかについて、システムベンダーにヒアリングを行った。調査したシステム毎に、保持しているデータ、分析手法等の特徴、システム構成・機能、使用の難易度、システム導入から体制、課題等を明らかにし、ビッグデータを活用したシステムの導入を検討している企業の助けとなる情報を成果としてまとめた。また、企業でシステムを活用する目的別に現行のシステムを整理した。

成果については、論説にまとめると共に2017年度以降のJIPA研修C9Eコース教材への反映を行う。

### (3) 第3小委員会

2016年度は、知財予算管理業務における情報システムの活用可能性について、調査・研究することを目的として活動した。まず、所属委員に対し、システム化状況を含む知財予算管理業務の実態調査を行い、情報システムに求められる機能と課題解決の施策事例を整理した。

また、市販（予定含む）の主要な知財管理システムについて、システムベンダーへヒアリングを行い、求められる機能への対応状況を確認した。

成果については論説にまとめる。

## 3. 3 プロジェクト等活動概要

### (1) 特許庁業務最適化計画プロジェクト

例年通り、パソコン出願ソフトユーザー連絡会において電子出願ソフトへの機能改善内容を聴取し、「ペーパーレスニュース」を全4回発行した。

また、「特許庁業務・システム最適化計画」の動向に関して、特許庁との意見交換会を行い、第Ⅱ期（2018年度～2022年度予定）の詳細スケジュールについての公開を求めた。

### (2) グローバルドシエプロジェクト

GDTF会合他を通じて、グローバル出願に関

わる業務フローを大幅に改善し、業務量及び費用の削減を図れるグローバルドシエやePCTの各国移行システムの構築に関する意見や要望を発信することを狙いとして設置した。

五大特許庁では、グローバルドシエにおいて優先開発五項目に対する取り組みを推進している。この優先開発五項目のうち、XMLによる情報提供が日本特許庁の担当となっていることから、同総務部情報技術統括室と意見交換会を行い、緊密に連携して他国庁への展開における具体案の検討を進めた。

2017年1月に開催された第4回GDTF会合において、JIPA国際政策プロジェクトよりXML活用の利点について説明した際の資料の提供を行った。第4回GDTF会合での配布資料については、<http://www.fiveipoffices.org/industry-consultation/GDTF/GDTF2017.html>を参照されたい。

### (3) 企業実態アンケートの実施

特許庁では、2010年度に電子出願のインターネット出願ソフトへの一本化を行い、以後、グローバルドシエの構築をはじめ、グローバルなIT化に向けた取り組みにより、知財情報のさらなる電子流通を推進している。（特許庁の情報システムの拡充に向けた取り組みについては、<https://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/nenji/nenpou2016/honpen/0205.pdf>を参照されたい。）

これらの情勢に対し、各企業内の知財管理システムがスムーズに対応していくための的確な情報提供を行うことを目的とし、各企業内の知財管理システムの現状がどのようなものを把握するために、2016年8月に会員企業に対して「知的財産管理システム導入状況に関するアンケート」を実施し、2017年1月にアンケート結果の報告を回答企業に対して行った。

尚、2009年にも同様のアンケートを実施しており、当時との比較、アンケート結果からの考察については2017年度に行い、2017年度以降のJIPA研修C9Eコース教材への反映等を行う。



## 16. 情報検索委員会

### 1. 委員会の構成

2016年度の委員会は委員長1名、副委員長7名、委員40名の計48名（4/1現在）で組織し、正副委員長会と3小委員会を設けて活動した。小委員会は第1小委員会21名、第2小委員会13名、第3小委員会13名で、計7WGの小テーマに分かれて構成した。

### 2. 委員会の運営

正副委員長会（月1回開催）で委員会の方針決定、重要事項の審議を行い、各小委員長を通じて委員会の活動方針、その他の情報共有を図った。

昨年度に引き続き、中四九地区協議会にて本委員会の研究紹介を行い、好評を博した。成果報告会は1月に開催、1年間の研究成果について活発な質疑応答を行った。

対外活動に関しては今年度も積極的に意見交換および要望提言を行った。具体的には4月にオランダ・ハーグで開催されたPDG会合においてCPCとFIの統計コンコーダンスの改善、譲渡情報の整備を提案、また、ドイツ・ミュンヘンのDPMAを訪問してドイツ特許の譲渡情報の整備を提言、Hoffmann Eitle法律事務所を訪問して最新の欧州特許事情に関して意見交換を行った。

その他、国内活動としては日本国特許庁や各関係機関との意見交換を積極的に行った。

### 3. 各小委員会の活動概要

#### 【第1小委員会】

#### (1) 「CPCの活用法に関する研究」

CPC（欧米共同特許分類）は欧米特許庁のみならず中韓特許庁においても付与が開始された。更に採用国は拡大しており、外国特許調査において重要性が高まってきている。本年度もCPC臨時研修を開催（関東、関西）し会員への情報提供を行った。内容はCPCの各国特許文献への付与状況、商用DB毎の検索情報入手の注意点、C-Setsの有効活用法などについてである。また、CPCへの対応について日本国特許庁審査

部等と意見交換を行った。また、日本国特許庁のIoTに関する広域ファセット分類付与開始に伴い、意見交換会を行った。臨時研修の内容および研究成果はCDにまとめて発行予定。

#### (2) 「新興国知財情報に関する研究」

日本企業がインドへ事業進出する場合、どのような観点で、何を対象に調査・分析を行い、知財戦略に結びつけるかを、インドにおける地場と日系の自動車メーカーを事例として、仮説・検証を行った。

仮説・検証にあたっては、インド特有の特許制度のもと提出が必要とされる実施状況の報告書（Form27）を分析した。さらに、特許と意匠の出願状況や4局間の審査速度などの情報に加えて、事例に取り上げた自動車メーカーの企業情報など多方面にわたり情報を収集した。

また、インドにおける特許調査で必要となる全文検索システム（InPass）について、インド審査官との意見交換会やインド訪問団を通じて、ヒアリングおよび提言を行った。成果は知財管理誌に投稿予定。

#### (3) 「新しい検索手法の探求」

近年の検索技術の進化は目覚ましいものがあるが、特許検索においても意味検索や機械学習といった新たな技術が組み込まれ始めている。これらの技術によって検索式の作成をせずとも高精度な特許検索が可能となり、特許調査の簡易化や負荷削減が期待される。しかしその反面、検索処理は複雑なものとなるため、検索に使用されている技術を理解していなければ適切に使いこなすことができない恐れがある。

そこで本研究では、上記技術の系譜となる概念検索技術や、近年導入され始めている意味検索技術、機械学習の仕組みについて紹介するとともに、それらの導入によって、将来の特許調査業務がどのように変化していくのかについても考察を行った。また、人工知能においては日本国特許庁でも実証研究が行われていることに伴い、意見交換会を行った。成果は知財管理誌に投稿予定。

#### 【第2小委員会】

#### (1) 「知財の売買・ライセンス戦略の研究」

パテント・トロール／特許不実施主体 (NPE・PAE) が活動の場を米国中心からグローバルへ拡大している。出願、訴訟件数が急増する中国において、企業が活動する産業分野に、そんな不穏な活動をする主体はいないのか、企業自らが知財リスクを調査把握することが必要となっている。本年度は、企業の中国での知財戦略活動に役立つことを狙い、中国での特許譲渡(売買)・許諾(ライセンス)実態について分析した。具体分析の手法・事例として、中国特許の法的状態詳細情報を使用して、特許譲渡・許諾のマクロ動向分析のほか、特徴的な傾向の見られる産業セクターを抽出し取引実態を分析した。さらに、中国内の地域ごとの譲渡取引特性や、許諾内容など、中国独特の譲渡・許諾実態についても解析した。本研究成果は知財管理誌に投稿予定。

#### (2) 「知財審判／訴訟情報に関する研究」

米国でビジネスを行う日本企業に多大なコストを強いてきたとされる、いわゆるパテント・トロール問題への対応を目的の一つとしてAIAが施行され、5年ほどが経過した。AIAで法制化された対応策のうちレビュー制度(審判)に着目し、米国における審判や訴訟の情報を統計的に把握することで知財戦略へ組み込める知見を抽出するため、業界別の動向や、各企業における審判の活用状況と訴訟戦略を分析した。成果は知財管理誌に投稿予定。

#### 【第3小委員会】

##### (1) 「知財ミックス(特許・意匠・商標相互に関わるポートフォリオ)の分析」

特許権、意匠権、商標権の出願割合(知的財産権ポートフォリオ)が異なる業界(小売、医療用医薬品、一般用医薬品、イヤホン・ヘッドホン、自動ドア、タイヤ、建設機械)における知的財産権ミックスについて、特に知的財産権(特許と意匠、又は、意匠と商標)の補完的利用の観点から、各業界の傾向を分析した。また、意匠と商標の補完的利用が可能である立体商標やグラフィックシンボル意匠について、それぞ

れの出願件数上位企業の補完的利用の有無を分析した。成果は知財管理誌に投稿予定。

##### (2) 「各社の知財出願戦略の分析」

IoT(Internet of Things)関連企業の特許出願状況の分析を行った。IoTは技術範囲が広いため、産業機器(製造業)のIoTに分類されるIndustrie4.0とIndustrial Internet Consortiumに絞り、関連する複数社の分析を行った。日本特許庁が2016年12月より、IoT関連特許に対してZITファセットの付与を始めているが、特許分類だけでIoT関連特許を漏れなく抽出することは難しく、各社の公報読み込みによりキーワードを抽出し、特許分類とキーワードの組み合わせにより各社ごとの分析母集団を作成した。得られた国別出願動向や注力分野等から考察を行った。成果は知財管理誌に投稿予定。

## 17. ライセンス第1委員会

### 1. 委員会の構成

30名で構成し、委員長1名(小委員長兼任)、委員長代理1名(第2委員長)、副委員長5名、委員24名で、3つの小委員会を編成して、調査研究活動を行った。

### 2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回(4月、8月、10月、3月)実施し、各小委員会の活動は原則として月に1回の開催を実施した。正副委員長会は、計6回(4月、6月、7月、11月、12月、3月)行った。

### 3. ライセンス第1・第2合同委員会

4月の合同委員会は、全体でライセンス委員会の活動方針や年間計画を共有し、各自が簡単な自己紹介を実施。その後、小委員会単位に分かれ、研究テーマや年間予定等のディスカッションをし、最後に全体懇親会で交流を深めて委員会活動のスタートを飾った。

10月の合同委員会では、2015年度と同様に第1・第2委員会の各小委員会で取り組んでいるテーマについて、他の小委員会メンバーを交えたグループディスカッション(6グループ)を行った。各グループの議長として、小委員長・

小委員長補佐を配置し、小委員会の議論概要や課題を共有化し、それについて他小委員会の委員が議論を行った。委員においては、他小委員会の活動状況を知る機会となり、小委員会活動においては、他小委員会委員の意見を聞く機会を得る事ができ大変有意義であった。また、委員間の交流が深められたことも成果の一つといえる。

この他、特許庁審査官向けライセンス研修（3月）に講師6名を派遣するなど、第1・第2委員会の枠を越え活動した。日本知的財産仲裁センターとの意見交換会、知的財産高等裁判所との意見交換会、さらには、フェアトレ委員会との連携により北海道大学の田村教授との意見交換会にも対応した。

#### 4. 小委員会活動

##### (1) 第1小委員会（川下小委員長，丸山小委員長補佐）

テーマ：「英文秘密保持契約の実務に関する調査研究」

近年の企業活動のグローバル化に伴い、海外企業とのつながりの場も増えている中、英文秘密保持契約は、こうした海外企業とのつながりの開始時点で必要となっている。契約実務の中でも最も対応件数が多い契約の一つといえる。

このような状況の中、英文契約の入り口ともいえる英文秘密保持契約について、会員企業のニーズを考慮に入れながら、実務に役立つマニュアルを提供することを目指した活動を行った。中長期テーマの1年目は、既発行のマニュアル（秘密保持契約実務マニュアル 資料第398号）を参考にしつつ、一般書籍や具体的な条文例など、英文秘密保持契約の典型的な条文ごとに情報収集を行った。

アウトプットのイメージとしては、基礎から説明することを基本としつつ、コラム欄等を設け、実務上留意すべき点などを盛り込むこととし次のような構成でのアウトプットを目指している。

##### 1) 契約書ドラフトの注意事項

情報開示の状況、目的、基本的スタンスにつ

いての留意点等

##### 2) 英文秘密保持モデル契約

- ・各条項の留意点
- ・ベーシックな条文案、情報開示の目的、範囲別の条文案

来年度も情報収集を継続するとともに、これら活動の成果を資料集としてまとめていく予定である。

##### (2) 第2小委員会（五嶋小委員長，矢部小委員長補佐）

テーマ：「業界別ライセンスフレームワークの比較検討及び契約実務上の留意点の調査研究（独占的ライセンス～包括クロスライセンス）」

当小委員会では、産業構造や市場環境の変化に伴い技術的背景や知財文化の異なる企業間のライセンス契約が増加する中、業界毎の特徴があると言われるライセンス形態や契約条項に起因し企業間のコンフリクトが発生するのではないかという問題意識を念頭に、各業界のライセンス契約の実態を調査・比較検討しその相違を把握することで、ライセンス契約実務の参考とすべく考察を行った。

電機、医薬、素材産業（化学、鉄鋼等）、自動車、ソフトウェア（SI、通信含む）等の企業にヒアリングを行い、事業環境やライセンス契約における特徴を把握・整理し、その中でも他業界との差異が顕著であった電機・医薬を比較軸に据え業界間で契約内容の相違が生じる理由・背景を分析した結果、その本質は「各業界の商流や商慣習及びそれを成り立たせしめる外部環境・諸規制等に対応し、円滑に事業活動を遂行するため」であることが確認できた。

これら考察結果を基に、他業界への進出する際の留意点や、他業界における類出条項で自業界の事業環境が変遷した際に参照できる契約条項等について論説としてまとめ、2017年度の知財管理誌に掲載する予定である。

##### (3) 第3小委員会（藤本小委員長，福田小委員長補佐）

テーマ：「各国裁判制度が知財紛争解決に及ぼす影響の調査研究」

当小委員会は、各国裁判制度の差が知財紛争の実務にどのような影響を与え得るかを調査・研究する活動を行った（複数年テーマの一年目）。

調査の手始めとして、地域毎（日、米、欧、アジア）にチーム編成し、それぞれ担当地域の裁判制度の調査を行った。その結果、各国裁判制度を単にまとめただけの資料は、特許庁などの公的機関によって既に大規模な調査が行われており、日本企業が利用しやすい態様で公開されていることが判明した。

そこで当小委員会では、ライセンス実務で遭遇する知財紛争を類型別に整理して、当該知財紛争毎に各国の裁判制度を対比し、紛争の勃発前、もしくは勃発直後にライセンス実務の担当者が各国知財制度を対比できる資料集の作成を最終的なアウトプットとして「仮置き」し、本年度は当該資料集のインデックスとなる知財紛争の類型洗い出しと、洗い出した知財紛争軸で整理された各国裁判制度の対比表の作成を目指して調査活動を行った。

実務で遭遇する知財紛争の抽出方法は、各委員及び合同合宿のグループディスカッションに参加して頂いた他小委員会の委員から業務で遭遇する知財紛争を聞き出すと共に、当該紛争をどのように解決してきたか、もしくはどのような事由が紛争解決に障害となるかを聞き出し、上位概念化して、まとめる形とした。

また、当小委員会のテーマを研究する上で、「日本の知財紛争解決システムが、他国のそれと比べてどのような位置づけにあるのか」及び「日本企業は十分に知的財産権を活用していると言えるのか」についても、重要であると考え、日本知的財産仲裁センター及び知的財産高等裁判所との意見交換会を積極活用し、日本の知財紛争解決システムのメリット／デメリットについても調査・研究を行った。

次年度は、当初の計画通り本年度まとめた知財紛争の類型を更に拡充して各国知財制度の差を示す資料集を作成するか、もしくは当初の予定を変更して各国知財紛争解決システムのメリット／デメリットに関する論説をまとめる予定

である。

## 18. ライセンス第2委員会

### 1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名含む）、委員24名の31名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

### 2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回（4月、7月、10月、3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計6回（4月、6月、9月、11月、12月及び3月）を実施した。

### 3. ライセンス第1・第2合同委員会

7月の合同委員会では、元JIPA専務理事の宗定氏をお招きし、「ライセンス広話」と題してご講演頂き、各委員の今後のライセンス活動について貴重な提言を頂いた。

また、3月の合同委員会では、各小委員会から年間の調査研究報告を行い、年間の活動の総括を行った（4月及び10月の合同委員会については、第1委員会の報告に記載）。

### 4. 小委員会活動

#### 1) 第1小委員会（石打小委員長、清水小委員長補佐）

テーマ：「アライアンスにおける知財活用スキームに関する調査研究」

グローバル競争が激化し、製品化サイクルが短くなる中、一企業が単独で実施できる事業範囲は限られ、アライアンスに活路を見出す企業は増えてきている。オープンイノベーションの旗のもとに、従来は手を組むことがなかった企業同士のアライアンスも活況を呈し、数だけでなくその複雑さも増している。

このような社会変革に伴い、知財部門の役割も変化してきているが、アライアンスのスキーム作り、契約及び運用といったアライアンス活動においてはビジネス条件が興味を中心であり、知財面での対応は後手になりがちで、効率よく、かつ十分なサポートにより、リスクを回避・低減してアライアンスを導くことはなかなか

かできていないのが実情である。

当小委員会では、このような問題認識のもと、最近の各種のアライアンスについて、公開された情報に基づき、アライアンスの構図や狙い、知財部門の役割について事例研究を行い、アライアンスの中でも知財がクローズアップされるアライアンスに着目し、アライアンスの目的や立場ごとに、知財面で課題となるポイントを抽出して、知財部門の対応をまとめた。さらに、アライアンスの戦略策定やパートナー企業の選定、契約スキームの検討、アライアンスの運用といった流れに沿って、知財部門の役割と他部門との関わりについて整理するとともに、今後、さまざまなアライアンスを適切に推進していくための、理想的な知財部門の振る舞いについて考察を行った。

活動の成果は、論説として、2017年度の知財管理誌に掲載をする予定である。

## 2) 第2小委員会（上林小委員長，川島小委員長補佐）

テーマ：「中国企業との戦略的契約終結及びあらたな協業を見据えた日本企業の取り得る措置」

日本企業等から技術を導入して発展してきた中国企業は、急速に業績を大きく伸ばし台頭しており、日本企業等を凌駕するレベルまで達する技術分野も存在する。一方、中国政府は、「国家中長期科学技術発展計画綱要（2006-2020年）」や「中国製造2025」を公表し、独自開発を推し進めるという政策がある。かかる政策の状況において、日本企業が中国企業とともに今後も積極的に協業し発展していくためには、日本企業が保有する技術の優位性や立場によって取り得る措置が変わる。また、あらたな協業を開始するためには、現時点における中国企業との技術供与又は特許権の実施許諾契約の取扱いも非常に重要である。この点に着目し、当小委員会では日本企業は今後どのような方針にて対応すれば、戦略的に技術供与又は特許権の実施許諾契約を終了することができるのかを検討するだけでなく、あらたな協業を見据えた留意点及び取

り得る措置についても検討を行った。

活動の成果は、論説として、2017年度の知財管理誌に掲載をする予定である。

なお、中国企業との技術ライセンスに関しては、契約締結前において保証責任等の観点からビジネス環境に応じた最適スキームを考察した2015年度の論説、契約期間中においてライセンス契約管理に関する諸問題を考察した2016年度の論説を知財管理誌に掲載した。従って、戦略的契約終結における留意点等を考察した2017年度発行予定の論説により、中国企業との技術ライセンスに関し、契約締結前、契約期間中及び契約終結における論説3部作が完成する。

## 3) 第3小委員会（中川小委員長，阪部小委員長補佐）

テーマ：「対価算定に関する判例に基づく特許価値評価手法の調査研究」

特許法102条3項について、訴訟の結果、支払うべき実施料相当額が、誠実にライセンスを受けた者と同じ実施料となるケースが多く、いわゆる「侵害のし得」となるという批判から、平成10年の改正において、「通常」の文言が削除され、特許発明の価値、当事者の業務上の関係、侵害者の得た利益などの訴訟当事者間において生じている諸般の事情を考慮して、実施料相当額を認定できるとされている。ここで、同じ特許権に対して過去に締結されたライセンス契約がある場合に、どのような事情によって、その既存の実施料より高額な実施料が裁判で認定されるのか、また、どの程度高額な実施料となるのかを知ることはライセンス交渉の進め方の検討や交渉時の意思決定において有用である。

当小委員会では、このような課題認識のもと、裁判において実施料が既存のライセンス契約の実施料より高額となる要因を調査することで、実際のライセンス実務において交渉中の案件が裁判に持ち込まれてしまった場合の実施料を判断するための観点や、ライセンス交渉を進める上での実務上の留意点について検討を行った。

具体的には、既存のライセンス契約における

実施料より高額の実施料が認定された裁判例を洗い出し、高額化の要因を抽出した。加えて、国内裁判において実施料が既存の実施料より高額化する場合の傾向を浮き彫りにするために、同様な状況で既存の実施料から高額化された米国裁判例を抽出し、日米の裁判例比較を行った。この考察によって得られた、国内において実施料が高額化する場合の傾向を踏まえ、裁判に至る前のライセンス実務についての留意点について検討を行った。

活動の成果は、論説として、2017年度の知財管理誌に掲載をする予定である。

#### 5. その他の活動（全て第1委員会と合同で実施）

その他の活動として、特許庁審査官向けライセンシング研修（2月）への講師派遣、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会（2月）、知的財産高等裁判所との意見交換会（2月）、フェアトレード委員会との連携により北海道大学・田村教授との意見交換会（3月）を実施した。

## 19. 意匠委員会

### 1. 委員会の構成

本年度の意匠委員会は、正副委員長（4名）を含め21名（※期中1名交代）で活動した。

活動にあたっては、2つの小委員会を設け、第1小委員会10名、第2小委員会10名で構成した。

### 2. 委員会の運営

定例会議は全11回開催し、各小委員会での研究活動、全体会議を実施した。全体会では、当日の各小委員会活動の内容及び、政策プロジェクト（以下PJ）や外部活動報告等の各種情報の共有を図り、適宜意見交換を行った。なお小委員会活動の内容共有は、前年度からの反省も含めて、長めの時間を用いて、自分が担当していない他方の小委員会の検討内容を詳しく理解できるようにした。

また小委員会活動だけではなく、意匠委員会全体の活動を活性化すべく、JIPAシンポジ

ウムでのベストポスターに選ばれることを目的にして、皆でアイデアを絞り出すなど、全体でのコミュニケーションの深度を大きくした。更には、円滑な組織運営のためや活動進捗確認及び見直しを目的として、適宜、正副委員長会議を実施した。

### 3. 活動概要

#### (1) 小委員会活動

##### ①第1小委員会

【調査・研究テーマ】（4月～3月）

日本及び海外主要国における意匠の実施・侵害の考え方の調査・研究

##### 【活動内容】

意匠の実務において、実施や侵害が如何に判断されているのかを実際の案件に基づき把握することが実務者のニーズとして存在している。しかしながらその一方で、各国において法律や制度が少しずつ異なっているという事実が存在し、どのような意匠であればそれぞれの国で侵害と判断されることになるのか、または有効な権利としての活用が望めるのかの判断が非常に困難を極めている実情がある。殊にグローバル企業にとってはその国毎の差異点は致命的な権利の欠陥にも繋がりがねず、実務に与える影響は大きいと言える。

従って、グローバル展開を行う意匠の国際的出願において、出願時に共通して判断しておくべきある種の統一的な判断基準を見つけることが会員企業の意匠実務にとって有益なものとなると考えた。

上記の状況の中で、我々第1小委員会としては、まずは各国において定められている法律および規則等の確認と整理に着手することとし、基本的な法律や審査基準など幅広く情報を確認し、対象国4カ国の制度を簡潔に纏めた。なお、対象国の選定に当たっては各会員企業の声をヒアリングした結果、特に重要と考えられる国々を選定した。

確認の結果、保護範囲の中での「機能的形状に関する取り扱い」が各国において少しずつ異なっており、差異が非常に分かり難いという事

実を発見した。また、実際に近年の侵害訴訟において機能的形状の取り扱いに関するものが散見されるという事実に鑑み、我々としては「機能的形状の権利範囲に与える影響」について深く掘り下げて調査を行い、その差異点に対してある種の判断基準を見出すことが、結果として意匠の侵害の考え方に直結すると判断した。

「機能的形状」の各国においての取り扱いを調査する上では、可能な限り近年の判例や審決例を参照することとし、それぞれの判断事例の中で機能的形状が有効に権利範囲として認められたのか、あるいは認められなかったのかを確認した。さらに、各国において権利範囲として無効または解釈されることのない「機能的形状」とはどのような基準に基づき判断されているのかを確認し、実務で意識しやすいよう簡潔に纏めると同時に、視覚的に理解を助けるために4カ国横並びの基準として権利の有効無効を表現した概念図を作成することとした。最終的にこれら成果物を「機能的形状」を含む意匠出願を行う際の留意事項としてまとめ、本研究成果として3/21に関東部会で、3/23に関西部会で発表した。

## ②第2小委員会

### 【調査研究テーマ】

事業の海外展開を視野に入れた意匠を中心とした知財ミックスの実践についての研究

### 【活動内容】

意匠委員会第2小委員会では昨年度、意匠を中心とした知財ミックスについて、国内事例を元に研究した結果を知財管理誌16年8月号に投稿した。そこでは、商品を知財権によって保護する場合にまず意匠による保護を検討対象とし、次いで商品のセールスポイントに対応して特許や商標による保護を追加するという概念的なアプローチを提案した。これを受けて本年度は、具体的に知財ミックスを実行する際の課題として、企画から発売に亘る商品開発プロセスの中で、主要国で提供される商品におけるどのような保護対象について、どの法域の知財権を、どのタイミングで出願すべきかについて、法制

度と出願事例の両面から研究することとした。採り上げた事例としては、グローバルで販売されており、パテントマーキングが公開されたりラインナップが少なかつたりして出願との紐付けがし易い商品を選択した。また主要な事業展開国として日本・米国・欧州・中国の制度および出願に着目した。意匠を中心とする観点から意匠と特許、意匠と商標のそれぞれのミックス形態について、保護対象および出願タイミングを制度と事例とから調査分析し、実務上の留意点についてまとめた。知財ミックスを研究している情報検索委員会と11月に情報交換会を開催した。また商標権による商品形状の保護方法について知見を得るため12月に有識者からのヒアリングを実施した。本研究成果を3/21に関東部会で、3/23に関西部会で発表した。

## (2) その他のJIPA活動への参画

- ・JIPA知財シンポジウム（実行委員会委員／ポスター説明員）

- ・アジア戦略プロジェクト

## (3) 意見書提出・意見交換

- ・アジア戦略プロジェクトと連携して、海外意匠制度に関するパブコメ等に対応した。

- ・日本弁理士会意匠委員会との意見交換を実施（12月）。両会の今年度研究テーマに関連し、部分意匠の補正等について議論を行った。17年度は研究テーマを共有して、より密な情報交換を実施する計画を立案。

## 4. 外部への委員派遣

①ID5@中国北京

②産業構造審議会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ

③特許庁委託事業

- ・意匠出願動向調査委員会（2名）

- ・AIPPI／調査研究ワーキング…中止

④特許庁審判実務者研究会

⑤特許庁との第35回WIPO SCT等の事前打ち合わせ

⑥WIPOグローバルセミナー

⑦特許庁審査官研修

## 20. 商標委員会

### 1. 委員会の構成

本年度の委員会活動は委員長1名、委員長代理1名、小委員長3名、副委員長9名、委員42名の計56名（2017年3月現在）で構成。活動にあたっては、3つの小委員会を設け、正副委員長会議11回、全体委員会6回、小委員会各11回（第2小委員会は12回）を開催。

### 2. 委員会の運営

委員会開催日の午前中に正副委員長会議（合計14名構成）を開催し、委員会運営についての協議・確認を行うと共に、各小委員会の活動状況の報告を受け、また、その他臨時案件について随時協議を実施。

小委員会活動は、8月を除き月1回合計11回開催し（第2小委員会は8月に臨時小委員会を実施）、小委員会毎に本年度の研究テーマ及び日本知的財産協会内外から参画、協力要請のあった事項について調査・研究活動および意見提出を実施。委員会開催日に計6回の全体委員会を開催し、各小委員会の活動成果の共有化を図るとともに、他団体・機関への意見具申等について情報共有または商標委員会としての意見内容の確認・承認を実施。

### 3. 研究テーマ活動および対外活動

#### 3.1 第1小委員会

##### ①年間テーマ1：国内商標制度に関する調査研究

(1) 商標管理に関する調査研究

(成果・進捗) 商標委員会所属企業に国内商標管理に関するアンケートを行い、実態を把握し、12月度商標委員会全体会で発表済み。

(2) 新しいタイプの商標の審査実態についての調査研究

(成果・進捗) 新しいタイプの商標の審査実績の統計的な分析を行い、審査傾向を研究し、2017年5月に初稿を提出予定。

##### ②年間テーマ2：国内商標制度についての関係諸機関への意見発信

・産業構造審議会商標制度小委員会商標審査

基準WG事前意見交換に随時対応

・審判実務者検討会（特許庁）に委員3名派遣し、小委員会内で事例を検討

・個人の大量出願について特許庁商標課との意見交換会（11/18）

・商品・サービス国際分類改正に関する意見交換会等：ニース国際分類第11-2017版、IDリストプロジェクト日本提案、分類資料の統合について随時対応

・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会商標権関係WG（テレコムサービス協議会）に委員派遣

#### 3.2 第2小委員会

##### ①年間テーマ1：商標及びブランディング観点を踏まえたネーミング開発調整方法の研究

(概要) 「事業部とのネーミングの調整に関する諸問題について、商標及びブランディング観定の双方を踏まえたネーミング調整の方法論を研究」

(成果・進捗) 2016年3月末に中間報告を取り纏め、委員会内に共有、知財管理誌の初稿は、2017年5月末に提出予定。

・商標委員会メンバーを対象とするネーミング開発セミナーを実施

##### ②年間テーマ2：色彩のブランド活用手法の研究

(概要) 「色彩の効果的なブランド活用戦略・活用手法について、制度が先行する欧州・米国での活用例を参考に研究」

(成果・進捗) 2016年3月末に中間報告を取り纏め、委員会内に共有、知財管理誌の初稿は、2017年5月末に提出予定。

##### ③商標トピックス

(概要) 海外商標制度に関する最新情報の収集とその短信

(成果・進捗) 年4回発行。掲載例：中国出願審査手続きに関する新措置（2016.6掲載）、韓国商標法の全部改正、メキシコ異議申立制度の導入（2016.9掲載）、WIPO/ニース分類第11版の発効（2016.12掲載）、など。

#### 3.3 第3小委員会



## ①研究テーマ

(1) 二文字以下のアルファベット・数字から構成される型番の名称に関する商標調査研究

(概要) 米国, EUTM, ドイツ, イギリス, 中国, タイ, インドネシア, オーストラリア, ブラジル, ロシアを対象とした二文字以下のアルファベット等から構成される商標（主に型番を想定）に関する研究

(成果・進捗) 各社における実務上の疑問点・問題点を抽出し, 各国代理人見解に基づき, 商標実務者向け資料としてまとめ, 2月に知財管理誌の初稿提出済み。

(2) インターネット上の諸問題に関する商標担当者の備え

(概要) インターネット上で商標担当者が対応を求められる実務上の問題点の, 自社商標の安全な使用, 他社権利の尊重等の観点を踏まえた研究。

(成果・進捗) インターネット上で商標が関係する項目から問題点を抽出し対応方法等を検討しまとめた。2017年度中の初稿を目指す。

②海外商標制度・運用に係る関係機関への意見発信（意見交換, パブコメ対応など）

・WIPOマドプロ作業部会（6/13～17@ジュネーブ）に委員派遣し「従属性の凍結・緩和」, 「基礎出願との商標同一性緩和の必要性」について意見表明した。JIPA HP掲載済。9月度理事会で報告済。知財管理誌へ掲載済。

・アジア戦略プロジェクト 東アジアWGへ委員派遣, 中国商標制度運用に対する改善要望, 中国反不当競争法パブコメ纏め, 台湾局長会談意見纏め, インド訪問団要望纏め, タイ知財局副局長訪日対応（6/29）

・INTA表敬訪問対応（10/26）

・MyIPOとの意見交換（9/6）

・たばこプレーンパッケージング法案への意見発信 台湾厚生省宛（2/24）

③講師派遣

・WIPOグローバルビジネスセミナー（6/3）

・JICAインドネシア商標訪日研修（6/6）

## 3. 4 委員会共通

①産業構造審議会商標制度小委員会商標審査基準WGに委員派遣

②商標5庁会合（TM5：中国開催10/28～29）へ参加。TMViewプロジェクトへの意見発信を行うとともに, ユーザー参画プロジェクトに関し意見交換を行った。

③INTA年次総会への委員派遣（5/21～25@オランダ）。JPOと協力のうえ, 日本企業の模倣品対策の実情を紹介するプレゼンテーションと展示を実施。

④審査応用能力研修（INPIT）, 審査官コース後期研修（INPIT）に委員派遣（それぞれ1名, 2名）

⑤知的財産研究所 産業財産権制度問題調査研究に委員派遣

⑥特許庁出願動向調査（マクロ調査）に委員派遣

⑦日本弁理士会商標委員会との意見交換会（11/17）

⑧JIPA研修講師派遣（2名）

## 21. フェアトレード委員会

### 1. 委員会構成

本年度のフェアトレード委員会は, 委員長1名, 委員長代理1名, 副委員長3名, 委員18名の計23名の構成で活動した。委員会内に二つの小委員会を設置し, 第一小委員会（15名）は, 営業秘密に関する研究, 第二小委員会（8名）は知的財産権の利用と独占禁止法に関する研究を行った。なお, 第一小委員会は営業秘密漏洩時の初動対応, 重過失認定および新興国での営業秘密漏洩対策という三つのテーマについて研究を進めてきたがそれぞれのテーマについてより詳細に検討する必要があることから, 9月に三つのWGに分けて活動を行った。

### 2. 委員会の運営

定例会議は毎月1回の計12回開催し, 毎回の会議では前半は全体会議として, 理事会報告, 政策プロジェクト報告, 不競法や独禁法に関連

した判例研究、及び各小委員会報告を行った。後半は小委員会活動を行った。4月、8月、9月、11月、2017年1月、3月の計6回、正副委員長会議を開催し、委員会の運営やテーマの検討等を行った。また、各小委員会においては研究テーマの進捗に応じて適宜臨時小委員会を開催した。

### 3. 活動概要

(1) 第1小委員会（国内外における営業秘密保護法制、企業における保護・管理に関する研究）

#### ①営業秘密漏洩時の初動対応

本テーマは、営業秘密漏洩が発覚した際の初動対応をまとめることを目的としている。本テーマで想定する典型例は自分の営業秘密の漏洩が疑われるとの状況だが、他者との情報交換の多い昨今では、自分の営業秘密や他者の営業秘密の他、他者との交流から生じた（他者との共有とでもいうべき）営業秘密が実務上存在する事から、不正競争防止法の観点からの対応について日弁連、東京地裁および法学専門家との意見交換を行った。検討結果から被害を最小化したり、次のステージの責任追及に必要な証拠を保全したりする等緊急措置についてまとめ、知的財産管理論説とする予定である。

#### ②不正競争防止法2条1項8号の重過失認定

ライバル企業等から転職者を受け入れる様な場合、該企業から「営業秘密不正入手」との追及を避ける為に、その対応策をまとめることを目的としている。検討は大きく二つに分かれ、(1) 重過失認定に関する判例や文献を調査し、どの様な場合に重過失が認定されるのかを解析し、重過失認定のベースとなる注意義務の程度をどう把握するのかの検討と、(2) そもそも情報の入手経路に不正が有るような他者の営業秘密を入手しない為に有益な企業実務上の対応策（転職者受け入れの際や、通常の情報交換における場合の）の検討を行った。特に(2)の検討においては、今後益々活発に行われるであろう他者との情報交換を委縮させてしまうような事が無い様な実務の提案を目指した。成果は知

的財産管理誌論説で公開する予定である。

#### ③新興国へ進出する場合における営業秘密漏洩対策の検討（ASEAN調査団）

ASEAN地域における営業秘密管理に関する政府の対応（法整備、啓蒙活動等）、営業秘密や労働関連の法規や実情をまとめ、営業秘密漏洩対策の検討を行うことを目的としている。7月3日から7月8日の日程で、シンガポールおよびタイに調査団を派遣した。現地の特許庁、仲裁機関、法律事務所、企業、ジェットロ等を訪問し、営業秘密保護に関する法令や執行機関の状況、政府の取り組み、従業員の流動性の実態、企業における具体的な対策と効果等についてヒアリング及び意見交換を行った。ASEAN地域においては、政府などに法整備や国民への啓蒙活動を働きかけるとともに、進出企業においては漏洩を防止する対策を講じておくことが必要であることを認識した。調査内容を踏まえて、ASEAN地域における営業秘密漏洩対策をまとめ、2017年3月に知財管理誌にて投稿した。

#### ④米国の営業秘密保護法Q&A

2016年5月11日に発効した米国の営業秘密防衛法のQ&Aをとりまとめた（知財管理誌2016年12月号掲載）。従来州法で扱われていた営業秘密の民事上の保護に連邦法による保護も追加したもので、その内容とともに日本企業として留意すべき点にも触れた。

#### (2) 第2小委員会（国内外における知財権の活用と競争法問題に関する調査・研究）

知的財産権活用と競争法への抵触が懸念される際の実務対応に関し、海外との比較・応用展開を目指し、日本企業が諸外国へ進出する際のリスクをまとめることを目的としている。諸外国での知的財産権活用と競争法抵触のリスクを洗い出すために、日本及び諸外国（米国、欧州、中国）の関連判例の分析を行った。具体的には、特許権等の知的財産権の侵害の訴えに対して、独占禁止法違反に基づく反論がなされた判例や、特許権者に対して独占禁止法上の違反に基づく主張がなされた判例を複数収集し、独占禁止法に基づく主張・反論がなされた状況やその

結果について研究を行った。最終的には、論稿として知財管理誌に投稿する予定である。

### (3) 判例研究

全体会議の時間を利用して判例研究を行った。判例研究は担当者が判例の概略と評釈を発表し、その内容について全員で議論を行う形で行った。本年は7回行い、4回が不正競争防止法に関する判例、3回が独占禁止法に関するものであった。不正競争防止法に関する判例では、知的財産権の権利侵害に関する虚偽事実の流布に関する判例に焦点を当て、権利行使の際の留

意点について検討を行った。独占禁止法では、ライセンスバックを義務とする条項が独禁法に違反するか否かが問われた事件、SEPsの行使が独禁法に違反すると判断された事件、NPEsによる特許権行使は独禁法違反かが問われた事件について研究を行った。

### (4) 意見書提出等

韓国 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案 2016年9月

中国 反不正当竞争法改正案 2017年3月